潮 来 市
高 齢 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画

（ 第６期：平成 27～29 年度 ）

平成２７年３月

潮 来 市

（表紙裏）

目　次

第１章　総　論 1
第１節　計画策定の趣旨 1
１　策定趣旨 1
２　計画の性格 2
３　計画の期間 2
４　計画策定体制 3

第２章　高齢者を取り巻く現状 5
第１節　人口等の状況 5
１　人口・世帯の推移 5
２　高齢者人口・高齢化の推移 7
３　第１号被保険者数、認定者数の推移 8
４　要介護度別認定者数の推移 9
第２節　高齢者人口の予測 10
１　高齢者人口（第１号被保険者）等の推計 10
第３節　第５期計画値と実績値の比較 12
１　認定者数の比較 12
２　施設・居住系サービス利用者数の比較 13
３　介護給付及び介護予防給付費の比較 14
第４節　各種事業等の状況 16
１　在宅福祉事業の状況 16
２　地域支援事業の実施状況 18
第５節　高齢者等実態調査の概要 20
１　アンケート結果の概要 20
２　家族や生活状況について 20
３　日常生活について 21
４　介護予防や健康について 22
５　認知機能について 23
６　介護保険サービスについて 24
第６節　計画課題の整理 26

第３章　計画の基本的な考え方 29
第１節　基本理念・基本目標 29
１　基本理念 29
２　基本目標、施策体系 30
基本目標１：いきいき健康づくり・介護予防の推進 30

基本目標２：身近で安心なサービス提供基盤づくり 31
基本目標３：尊厳のある暮らしの形成 32
基本目標４：地域で支え合う、安心なまちづくり 33
第２節　地域包括ケアシステム構築に向けた重点的な取り組み
（地域包括支援センターの機能強化） 34
（１）在宅医療・介護連携の推進 35
（２）認知症施策の推進 35
（３）生活支援サービス・介護予防の充実・強化 36
（４）安心して暮らせる住まいの確保 36
第３節　日常生活圏域の設定 36

第４章　施策の展開 37
基本目標１　いきいき健康づくり・介護予防の推進 37
１－１　生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり 37
（１）保健事業の充実 37
（２）主体的な健康づくり活動の促進 38
（３）地域活動・生涯学習の推進 39
（４）就労への支援 40
１－２　介護予防の強化 41
（１）平成 27 年度・平成 28 年度の介護予防事業 41
（２）介護予防・日常生活支援総合事業の実施 43
（３）介護予防ケアマネジメント体制の充実 44
基本目標２　身近で安心なサービス提供基盤づくり 45
２－１　介護基盤の整備及びサービスの提供 45
（１）居宅サービスの充実（介護保険サービス） 45
（２）地域密着型サービスの充実（介護保険サービス） 46
（３）施設サービスの充実（介護保険サービス） 47
（４）低所得者への配慮 48
２－２　介護サービスの提供体制の充実 49
（１）情報提供・相談体制の充実 49
（２）介護給付等の適正化の推進 49
（３）介護保険サービス等の苦情処理体制の充実 50
（４）指導・助言及び支援・評価体制の充実 50
２－３　生活支援サービスの充実 52
（１）在宅生活支援サービスの充実 52
（２）家族介護支援サービスの充実 54
基本目標３　尊厳のある暮らしの形成 55
３－１　認知症高齢者支援対策の充実 55
（１）認知症施策の推進 55
（２）認知症予防の推進 56

（３）成年後見制度及び権利擁護事業の利用促進 57
３－２　高齢者虐待防止対策の推進 58
（１）早期発見・早期対応できる体制の整備 58
（２）高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進 59
基本目標４　地域で支え合う、安心なまちづくり 60
４－１　地域包括支援センターの運営 60
（１）地域包括支援センターの運営 60
（２）地域包括支援センターによる総合相談 60
（３）ケアマネジメントの充実 61
（４）地域ネットワークの構築 61
（５）権利擁護への対応 61
（６）保健・医療・福祉の連携強化 61
４－２　人にやさしい福祉のまちづくりの推進 62
（１）地域福祉の推進 62
（２）災害時や緊急時の支援体制の確立 63
（３）高齢者の住まい環境の充実 63
（４）福祉のまちづくりの推進 64

第５章　介護保険事業の運営 65
第１節　介護保険サービスの見込み 65
１　要介護（要支援）認定者数の推計 65
２　介護保険サービス利用の見込み 66
（１）施設・居住系サービス利用の推計 66
（２）居宅サービス利用の推計 67
第２節　第６期計画における給付費の見込み額 68
１　介護給付及び介護予防給付費の見込み 68
（１）予防給付（要支援１・２）の見込み量 68
（２）介護給付（要介護１から５）の見込み量 69
２　地域支援事業費の見込み 72
３　総給付費等の見込み 74
４　第１号被保険者保険料の推計 75

第６章　計画の推進 77
第１節　計画の推進体制 77
１　庁内推進体制の充実 77
２　市民参加の推進 77
３　介護保険事業計画の公表 77
４　進捗状況の点検・評価 77
第２節　介護保険の円滑な制度運営のための方策 78
１　地域包括支援センター運営協議会の充実 78

２　利用者への配慮 79
（１）介護サービス情報公表制度の利活用 79
（２）保険料等の負担軽減への配慮 79
３　保険者としての市の役割 79
（１）サービスの質の向上 79
（２）公平・中立な要介護認定の推進 79
（３）介護保険サービス事業所との連携 79

◇資料編 81
１　策定経過 81
２　策定委員会設置要綱 82
３　策定委員名簿 84

第1章　総　論

（第１部　裏）

第１節　計画策定の趣旨

１　策定趣旨

介護保険制度は、平成 12 年度に介護を社会全体で支えていく制度として市町村が保険者となってスタートして以降、今日では介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らせるためのセーフティネットの役割として定着しています。その一方、全国的に高齢化が進む中で、国は制度全体を「予防重視型システム」への転換を柱とした介護保険法の改正を行い、介護予防を重視した取り組みを進めてきました。このような流れを踏まえて、本市においても潮来市第６次総合計画後期基本計画の重点施策に『健康いきいきプロジェクト』を位置づけるなど、市民の誰もが、生涯にわたり心身とも健康で、いきいきと笑顔があふれるまちを目指す取り組みを進めてきたところです。

今回、平成 27 年度を初年度とする第６期計画の策定にあたっては、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③介護予防、④住まい、⑤自立した日常生活の支援の５つのサービスを包括的に確保していくという「地域包括ケアシステム」を構築していくことが大切です。

そのためにも、高齢者の介護予防・生きがいづくりと、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる支援の体制を確立しながら、2025 年の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点をもって計画を推進していきます。

●計画の取り組み●

（１）いきいき健康づくり・介護予防の推進
（生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり、介護予防の強化）
（２）身近で安心なサービス提供基盤づくり
（介護基盤の整備、介護サービス提供体制、生活支援サービスの充実）
（３）尊厳のある暮らしの形成
（認知症高齢者支援対策、高齢者の虐待防止対策）
（４）地域で支え合う、安心なまちづくり
（地域包括支援センターの運営、人にやさしい福祉のまちづくり）

２　計画の性格

本計画は、高齢者の生活を支える計画として、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、潮来市第６次総合計画に掲げる保健・医療・福祉部門の基本目標『いつまでも生きがいと安心の持てるまち』の実現を目指すものであり、要介護者等の保健、医療または福祉に関する事項など、他の関連する諸計画との整合を図りながら推進するものです。

◆ 高齢者福祉計画

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第 20 条の８の規定に基づく計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域性を踏まえるとともに、高齢者に関わる他の計画との調和を保ちながら策定するものです。

◆ 介護保険事業計画

「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条の規定に基づく計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後３年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤の整備計画です。

３　計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの３か年とします。

なお、第６期計画以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の新しい事業を本格的に進める計画としていきます。

■計画の期間

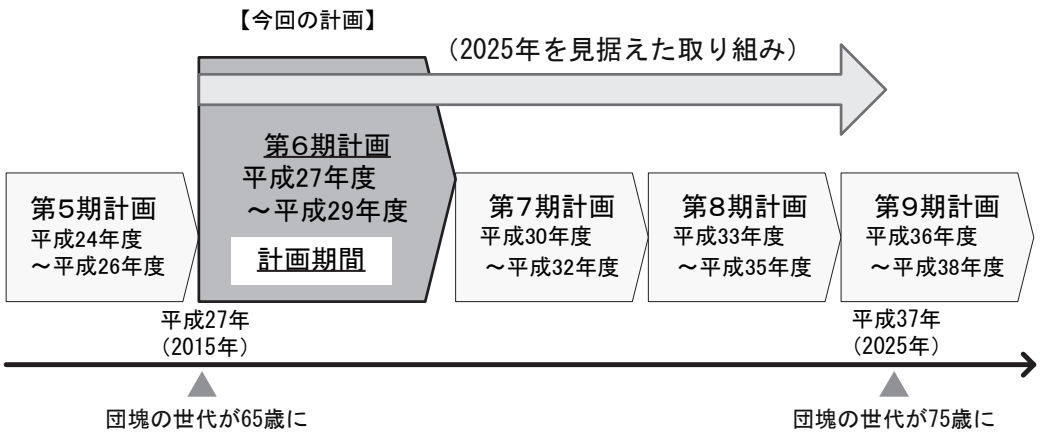

４　計画策定体制

本計画の策定にあたっては、計画の法的な位置づけや国・県の動向を踏まえつつ、次のように計画策定を進めました。

○ 策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、計画で示す各種施策を実現するため、保健・福祉・医療の関係者並びに市民の代表等の有識者で組織する「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、審議を行いました。

○ 当事者等の意向の把握（アンケート調査）

本計画策定の基礎資料として、高齢者の日常生活や健康状態、社会参加、介護予防等のニーズを把握し、計画策定の基礎資料として生かすため、65 歳以上の高齢者、要介護認定者に対して「高齢者等実態調査」を実施し、分析を行いました。

また、高齢者の健康状態等を把握するために、国が示している「日常生活圏域ニーズ調査」の手法を一部用いて分析を行いました。

○ パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見をうかがい、その意見を計画に反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

○ 介護保険サービスを担う関係機関との連携

本計画の策定にあたっては、介護保険サービス提供事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対するアンケート調査を実施したほか、保健福祉施設、地域包括ケアを担う地域包括支援センター等との調整を行いました。

（参考）介護保険制度の改正の主な内容

第６期の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、以下の事項について改正の方向性が国より示されています。

主な事項		見直しの方向性
１　地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し	(1)在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療拠点機能の構築 ②地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
	(2)認知症施策の推進	①地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(3)地域ケア会議の充実	①ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり ②地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(4)生活支援・介護予防の充実	①担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネーターの配置 ②居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ③地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(5)地域包括支援センターの機能強化	①役割に応じた人員体制の強化
２　サービスの効率化・重点化	(1)介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行	①平成 29 年４月までに総合事業を実施、予防給付の訪問介護・通所介護を平成 29 年度末までに地域支援事業に移行 ②新たな総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示 ③単価及び利用料は市町村が設定、計画の中でサービス提供のあり方と費用を明記
	(2)特別養護老人ホームの中重度者への重点化	①入所を要介護３以上に限定、要介護 1・2 は特例的(既入所者除く)
３　負担の公平化	(1)低所得者の第１号被保険者保険料の軽減強化	①給付費の５割に加えて別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
	(2)一定以上所得者の利用者負担の見直し	①一定以上の所得者のある利用者負担を１割から２割に引き上げ
	(3)補足給付の見直し（資産等の勘案）	①低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加
４　その他	(1)在宅サービスの見直し	①小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行(平成 28 年４月１日までに施行、１年以内に条例化) ②事業者の事前登録（住宅改修） ③平成 30 年４月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲
	(2)施設サービス等の見直し	①サービス付高齢者向け住宅を住所地特例の対象 ②医療保険制度も住所地特例の適用を検討
	(3)介護サービス情報公開制度の見直し	①法定外の宿泊サービスの情報公表
	(4)計画策定の考え方の見直し	①2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定(地域包括ケア計画、中長期的な推計)

第２章　高齢者を取り巻く現状

（第２部　裏）

第１節　人口等の状況

１　人口・世帯の推移

本市の総人口の推移をみると、平成７年度以降減少し、平成 22 年度は 30,534 人となっています。

また、世帯数をみると、平成 22 年度は 10,384 世帯で増加しており、特に、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦世帯が大きく増加しています。

■人口・世帯の推移

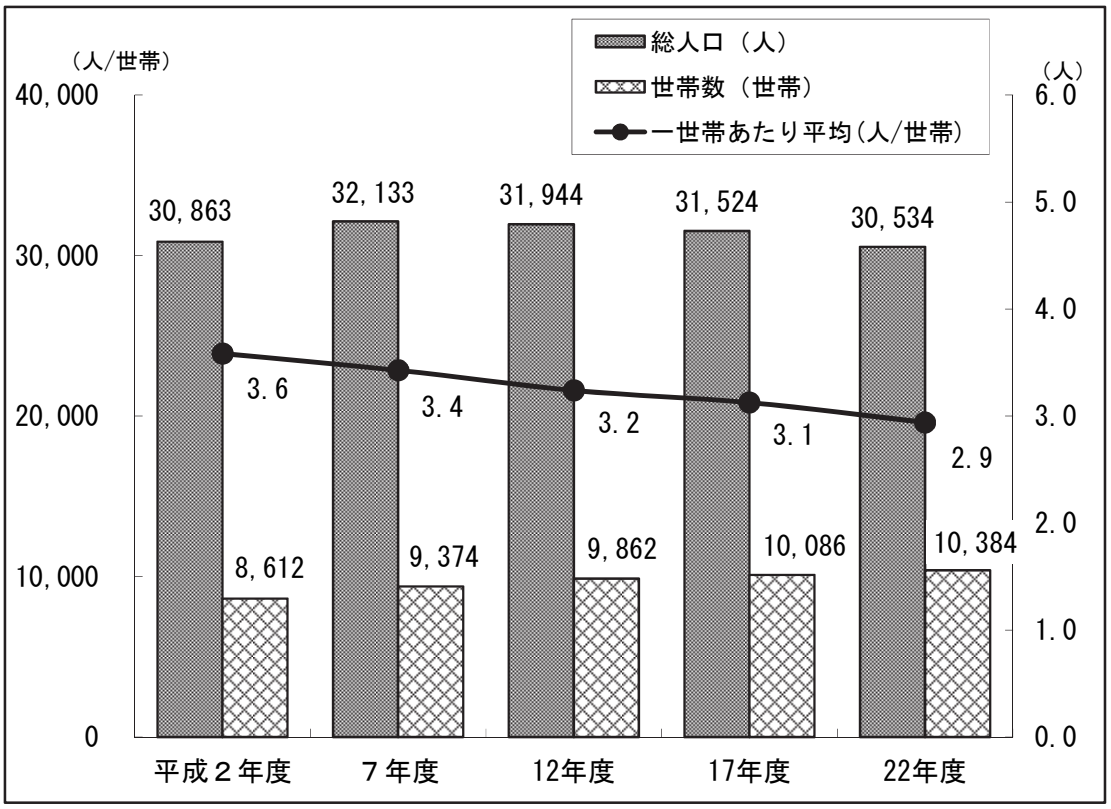

■人口・世帯の状況　　（単位：人・世帯）

区　　分		平成２年度	７年度	12 年度	17 年度	22 年度
総人口		30,863	32,133	31,944	31,524	30,534
老年人口（高齢者）		3,955	4,579	5,517	6,434	7,194
高齢化率		12.8%	14.3%	17.3%	20.4%	23.6%
一般世帯数（世帯）		8,612	9,374	9,862	10,086	10,384
	高齢者のひとり暮らし世帯	210	296	423	583	759
	高齢夫婦世帯	250	386	494	696	905

資料：国勢調査

人口構成を５年前と比較すると、平成 21 年は男女とも 55 歳～59 歳が最も多い年齢層でしたが、平成 26 年は 60～64 歳が最も多くなっています。また、75 歳以上の高齢者も５年前より増加しています。

今後、さらに団塊の世代が高齢となることで、65 歳以上の人口が特に増加することがわかります。

■５歳別男女別の人口ピラミッド

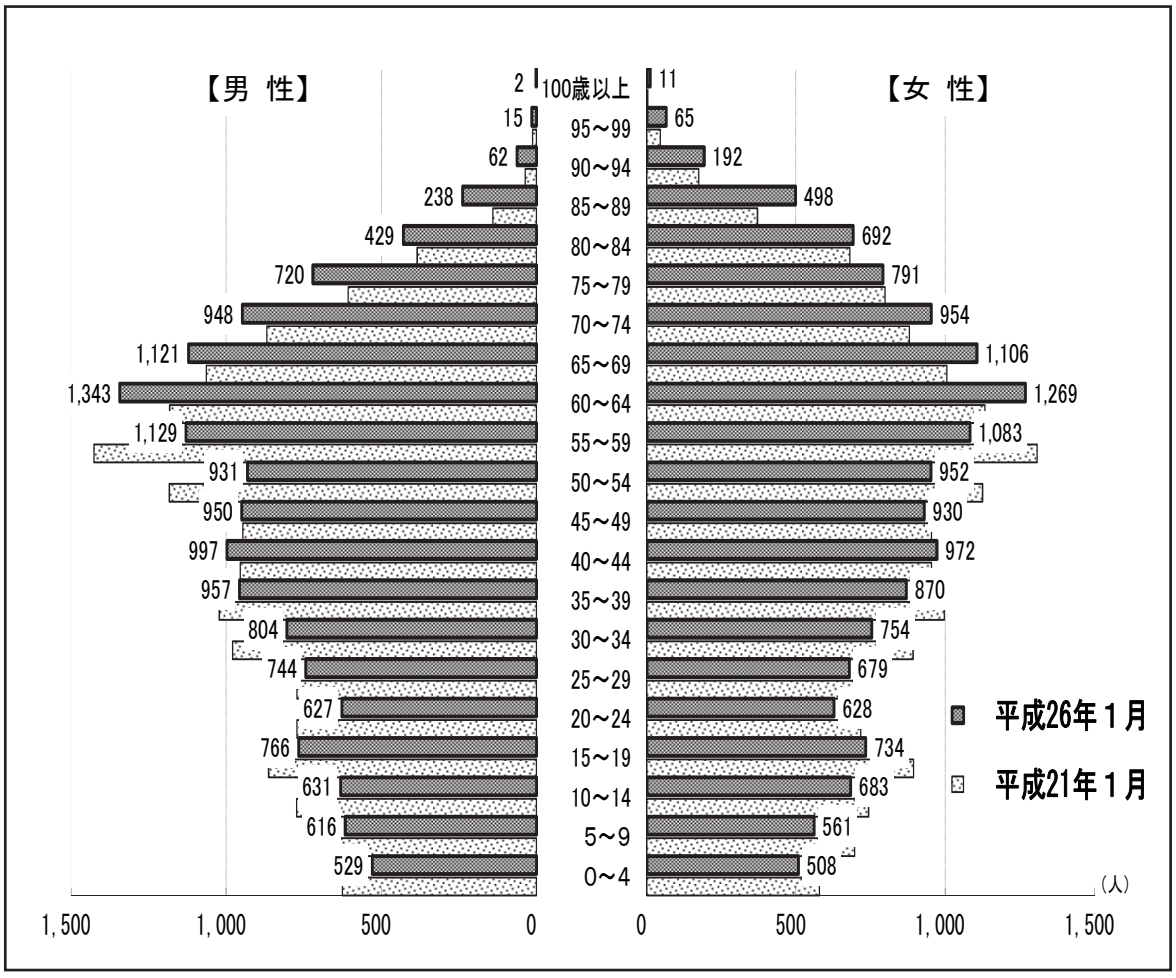

資料：常住人口（各年１月１日現在）年齢不詳を除く。

２　高齢者人口・高齢化の推移

高齢者数の推移をみると、平成 21 年は 65 歳以上が 7,069 人（高齢化率 22.7%）でしたが、平成 26 年には 8,036 人（高齢化率 27.2%）に増加しています。

また、近年は 65～74 歳の高齢者が増加しているため、65 歳以上に占める 75 歳以上の人の割合は若干低くなっています。

■高齢者数の推移

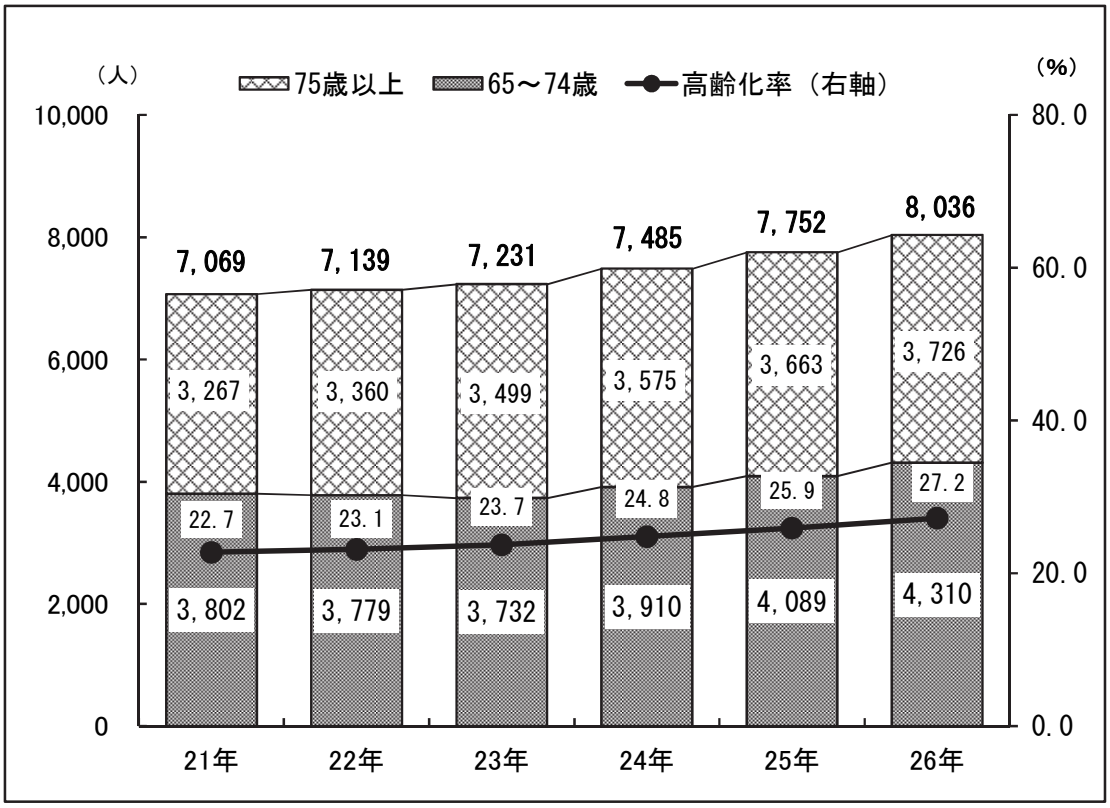

資料：住民基本台帳（各年９月末）

■65歳以上の人口に占める割合（潮来市）

	平成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
65～74 歳	53.8%	52.9%	51.6%	52.2%	52.7%	53.6%
75 歳以上	46.2%	47.1%	48.4%	47.8%	47.3%	46.4%

３　第１号被保険者数、認定者数の推移

第１号被保険者数及び認定者数は、全体として増加しています。しかし、平成 26 年の認定者数は 1,083 人（認定率 13.5%）で前年をやや下回りました。

■第１号被保険者数、認定者数の推移

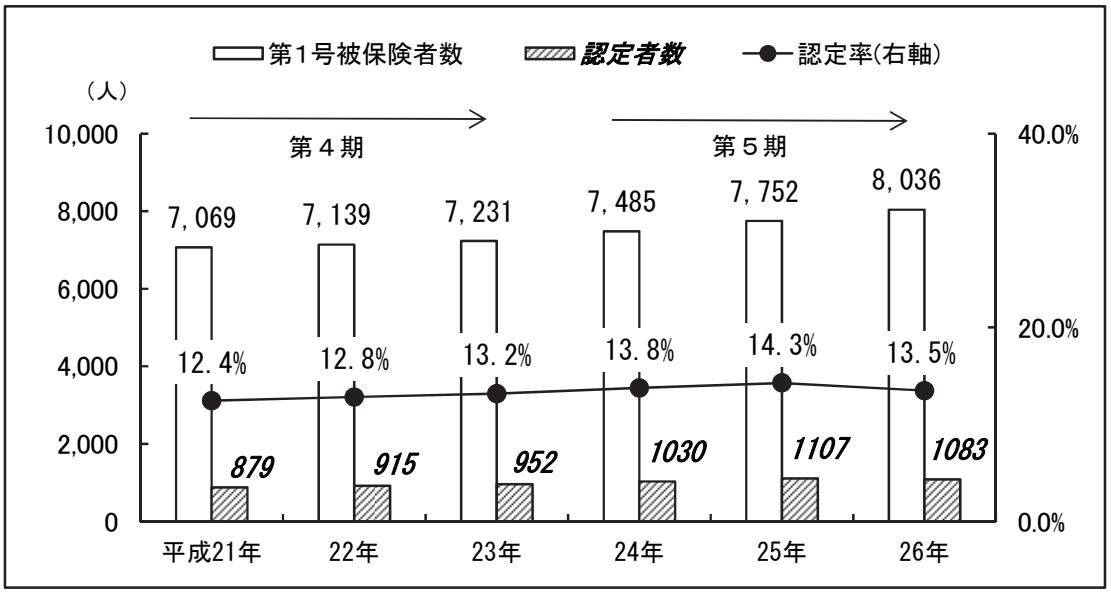

■第１号被保険者数及び認定者数、第２号認定者の推移　　（単位：人）

年　度		第１号被保険者					第２号被保険者	
		被保険者		認定者数		認定率	認定者数	
		人数	伸び率	人数	伸び率		人数	伸び率
第４期	平成 21 年	7,069	-	879	-	12.4%	26	-
	22 年	7,139	1.01	915	1.04	12.8%	29	1.12
	23 年	7,231	1.01	952	1.04	13.2%	36	1.24
第５期	24 年	7,485	1.04	1,030	1.08	13.8%	25	0.69
	25 年	7,752	1.04	1,107	1.07	14.3%	34	1.36
	26 年	8,036	1.04	1,083	0.98	13.5%	35	1.03

認定率は、認定者数/被保険者数＊100

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末）

４　要介護度別認定者数の推移

第１号被保険者及び第２号被保険者の要介護度別認定者数の合計は、平成 21 年の 905 人から平成 26 年は 1,118 人と、全体で 213 人増加しています。

特に、「要支援１」が 65 人増、「要介護１」が 134 人増で高くなっています。

■要介護度別認定者数の推移　　（単位：人）

区　分		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第１号被保険者	平成21年	879	57	127	110	165	169	149	102
	22年	915	53	121	149	180	160	136	116
	23年	952	46	119	177	189	167	133	121
	24年	1,030	99	130	203	167	157	163	111
	25年	1,107	129	139	214	172	162	159	132
	26年	1,083	125	126	237	162	170	153	110
第２号被保険者	平成21年	26	3	2	2	7	5	3	4
	22年	29	2	2	7	8	2	4	4
	23年	36	0	4	6	10	6	5	5
	24年	25	0	4	8	0	5	5	3
	25年	34	1	4	9	5	4	9	2
	26年	35	0	3	9	7	7	8	1
合計	平成21年	905	60	129	112	172	174	152	106
	22年	944	55	123	156	188	162	140	120
	23年	988	46	123	183	199	173	138	126
	24年	1,055	99	134	211	167	162	168	114
	25年	1,141	130	143	223	177	166	168	134
	26年	1,118	125	129	246	169	177	161	111

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末）

第２節　高齢者人口の予測

１　高齢者人口（第１号被保険者）等の推計

本市の高齢者人口等をコーホート法（変化率法）を用いて推計すると、第１号被保険者数（65 歳以上）は、第６期計画期間の平成 29 年には 8,569 人となり、高齢化率は 30.0%に達することが予測されます。

その後、平成 32 年にかけて第１号被保険者数（65 歳以上）は増加傾向が続きます。

■第１号被保険者数、高齢化率の推計

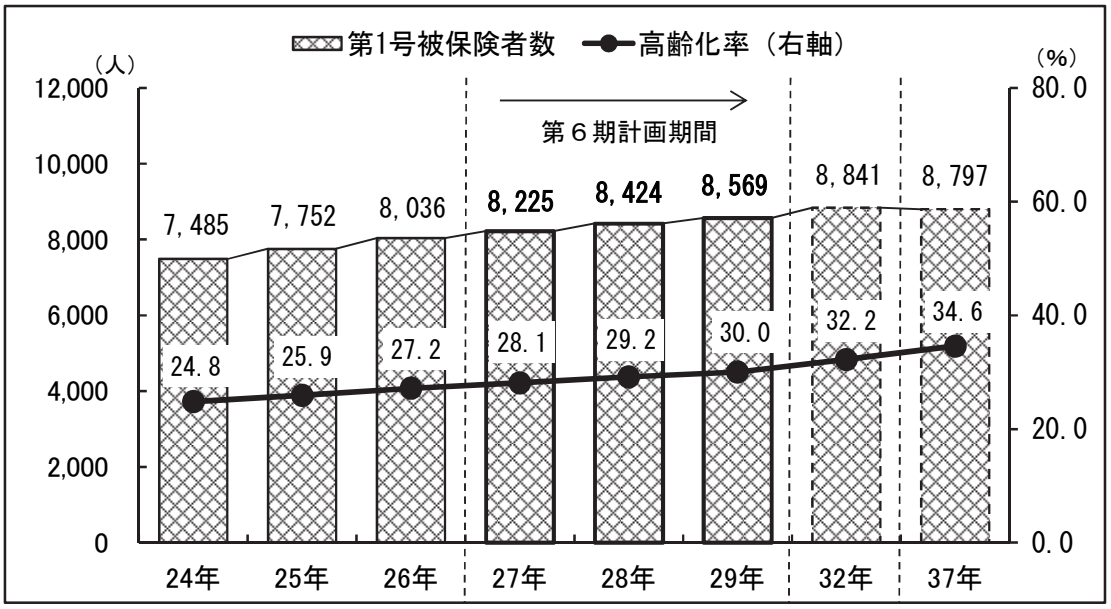

資料：潮来市

■第１号被保険者、第２号被保険者数の推計　（単位：人）

	平成26年度	第６期計画期間			32 年度	37 年度
		27 年度	28 年度	29 年度		
総数	18,423	18,422	18,353	18,326	18,050	17,289
第１号被保険者数	8,036	8,225	8,424	8,569	8,841	8,797
第２号被保険者数	10,387	10,197	9,929	9,757	9,209	8,492

本市は、平成 32 年から平成 37 年の５年間で、75 歳以上の高齢者が急激に増加することが見込まれます。

■65～74歳、75歳以上の高齢者数の推計

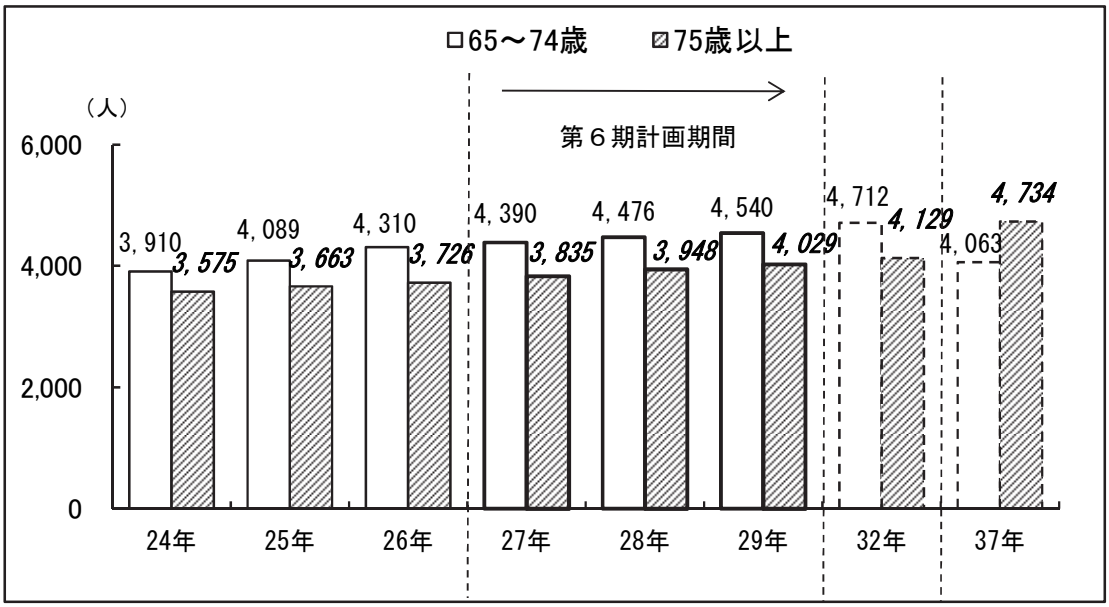

資料：潮来市

第３節　第５期計画値と実績値の比較

１　認定者数の比較

前回の第５期計画における認定者数の予測は、平成 24 年以降大きく増加することを見込みましたが、実績値は予測を大きく下回り、計画値よりも平成 25 年は 165 人減、平成 26 年は 219 人減となりました。

■認定者数の実績値と計画値との比較

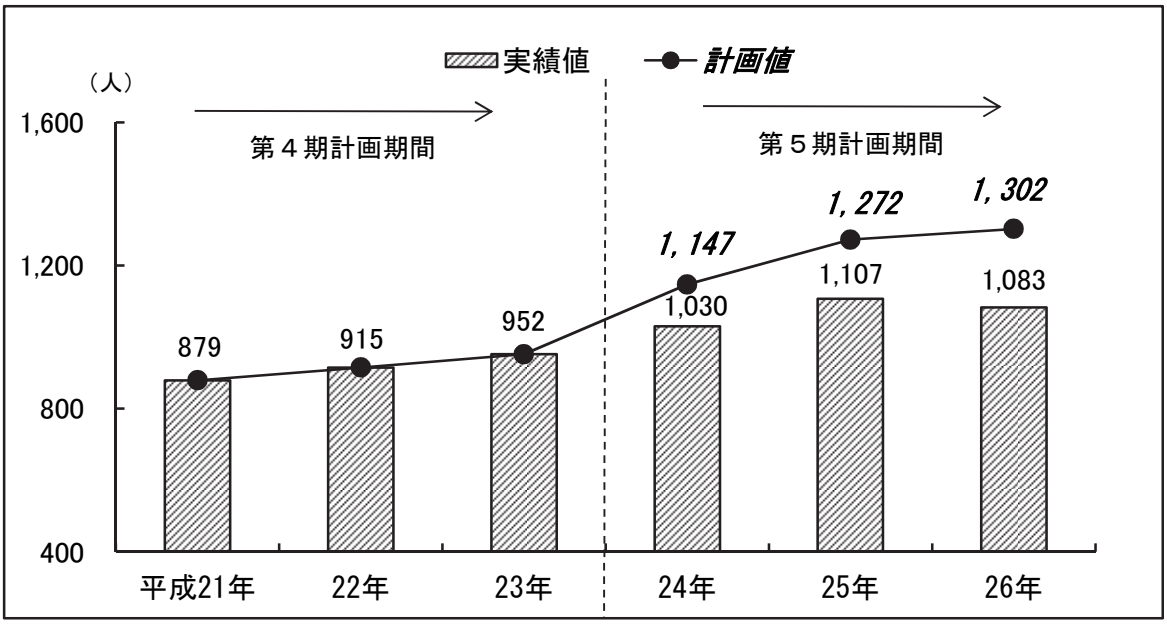

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末）

なお、第１号被保険者数（65 歳以上）については、平成 26 年に 8,123 人を予測し、実績値は 8,036 人で、計画値を 87 人下回ったものの、ほぼ計画値どおりでした。

■第１号被保険者数の実績値と計画値との比較　（単位：人）

		計画値	実績値	比較(%)
第５期	平成24年	7,593	7,485	98.6
	25年	7,876	7,752	98.4
	26年	8,123	8,036	98.9

比較は、実績値/計画値*100

２　施設・居住系サービス利用者数の比較

施設サービス利用者数の合計をみると、平成 24 年は実績が 248 人で計画値を２人下回りましたが、平成 25 年は 260 人となり、計画値の 250 人を上回りました。しかし、平成 26 年は 273 人でほぼ計画値どおりです。

また、居住系サービス利用者数は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護とも、計画値を下回る利用状況でした。

■施設サービス利用者数の実績値と計画値との比較　（単位：人）

区　分		施設サービス						合計	
		介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第５期	平成24年	170	176	79	71	1	1	250	248
	25年	170	170	79	90	1	0	250	260
	26年	190	174	79	99	1	0	270	273

資料：介護保険事業状況報告（１か月あたり利用者数）

■居住系サービス利用者数の実績値と計画値との比較　（単位：人）

区　分		居宅(介護予防)サービス		地域密着型（介護予防）サービス					
		特定施設入居者生活介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第５期	平成24年	29	15	43	37	0	0	0	0
	25年	29	23	50	36	0	0	0	0
	26年	29	21	55	37	0	0	0	0

資料：介護保険事業状況報告（１か月あたり利用者数）

３　介護給付及び介護予防給付費の比較

居宅サービスは、訪問入浴介護や訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護など、利用は少ないものの計画値を上回る利用がありました。また、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護も見込みを上回る利用がありました。

■介護給付費の比較　（単位：千円）

	平成24年度			平成25年度		
	計画値	実績値	比較(%)	計画値	実績値	比較(%)
■居宅サービス						
訪問介護	92,668	76,031	82.0	98,603	79,023	80.1
訪問入浴介護	5,492	8,075	147.0	5,411	6,757	124.9
訪問看護	20,190	19,412	96.1	21,275	18,598	87.4
訪問リハビリテーション	616	1,238	201.0	692	1,548	223.7
居宅療養管理指導	218	880	403.7	243	1,800	740.7
通所介護	197,770	209,733	106.0	222,907	222,716	99.9
通所リハビリテーション	63,780	68,544	107.5	70,312	77,241	109.9
短期入所生活介護	74,958	81,077	108.2	79,499	89,066	112.0
短期入所療養介護	12,098	15,669	129.5	12,502	17,414	139.3
特定施設入居者生活介護	58,719	27,814	47.4	58,849	42,850	72.8
福祉用具貸与	29,665	34,112	115.0	32,318	38,525	119.2
特定福祉用具購入	1,517	1,582	104.3	1,517	1,729	114.0
住宅改修	4,446	5,252	118.1	4,446	3,772	84.8
居宅介護支援	54,613	60,866	111.4	57,213	64,693	113.1
■地域密着型サービス						
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	0	0	－	0	0	－
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
認知症対応型通所介護	1,338	3,516	262.8	1,613	3,328	206.3
小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
認知症対応型共同生活介護	122,695	106,642	86.9	141,784	100,035	70.6
特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	－	0	0	－
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0	0	－	0	0	－
■介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	492,277	513,463	104.3	492,277	499,135	101.4
介護老人保健施設	256,665	224,407	87.4	256,665	284,364	110.8
介護療養型医療施設	4,405	4,495	102.0	4,405	50	1.1

実績値は、介護保険事業状況報告（年報）。比較は、実績値/計画値*100

介護予防サービスは、全体的に計画値を上回る利用がみられました。特に、介護予防訪問リハビリテーションと介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用を見込んでいませんでしたが、実際には若干の利用がありました。また、介護予防福祉用具貸与や特定介護予防福祉用具購入、住宅改修も見込みを上回る利用がありました。

■介護予防給付費の比較　（単位：千円）

		平成24年度			平成25年度		
		計画値	実績値	比較(%)	計画値	実績値	比較(%)
■介護予防サービス							
	介護予防訪問介護	8,851	13,159	148.7	9,461	14,834	156.8
	介護予防訪問入浴介護	626	235	37.5	716	39	5.4
	介護予防訪問看護	847	1,367	161.4	1,004	1,208	120.3
	介護予防訪問リハビリテーション	0	246	皆増	0	399	皆増
	介護予防居宅療養管理指導	75	266	354.7	86	124	144.2
	介護予防通所介護	21,858	24,754	113.2	25,244	23,634	93.6
	介護予防通所リハビリテーション	7,560	7,548	99.8	8,316	9,460	113.8
	介護予防短期入所生活介護	192	622	324.0	198	1,084	547.5
	介護予防短期入所療養介護	0	0	－	0	0	－
	介護予防特定施設入居者生活介護	12,591	2,569	20.4	12,330	2,320	18.8
	介護予防福祉用具貸与	627	1,632	260.3	754	1,754	232.6
	特定介護予防福祉用具購入	291	400	137.5	291	561	192.8
	住宅改修	696	1,669	239.8	696	1,847	265.4
	介護予防支援	4,962	6,740	135.8	5,284	7,649	144.8
■地域密着型サービス							
	介護予防認知症対応型通所介護	406	0	0.0	406	0	0.0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1,473	皆増	0	3,018	皆増

実績値は、介護保険事業状況報告（年報）。比較は、実績値/計画値*100

平成25年度をみると、介護給付費は、ほぼ計画値どおりでしたが、介護予防給付費は計画値を若干上回りました。総給付費は、実績で平成24年度が約15億2,549万円、平成25年度が約16億2,058万円で、いずれも計画値を若干下回っています。

■総給付費の比較　（単位：千円）

	平成24年度			平成25年度		
	計画値	実績値	比較(%)	計画値	実績値	比較(%)
介護給付費	1,494,130	1,462,810	97.9	1,562,531	1,552,643	99.4
介護予防給付費	59,582	62,679	105.2	64,786	67,933	104.9
総給付費	1,553,712	1,525,489	98.2	1,627,317	1,620,576	99.6

実績値は、介護保険事業状況報告（年報）。比較は、実績値/計画値*100

第４節　各種事業等の状況

１　在宅福祉事業の状況

高齢者や家族等への福祉を進めるため、緊急通報システム、外出支援サービス事業等を行っています。また、本計画を策定するために実施したアンケート調査では、在宅要介護認定者など、徘徊高齢者家族支援サービスや緊急通報システムの認知度が比較的低い状況がみられました。

①　徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊高齢者等の位置を検索するＧＰＳシステムを活用し、その方の徘徊時にその居場所を家族に伝えると共に、状況により現場に急行し安全確保を図っています。

②　緊急通報システム事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方等を対象として、緊急通報装置を設置し、急病や事故等で緊急に他のものの援助が必要な場合、消防本部へ通報しあらかじめ組織された地域協力体制により速やかな援助を行います。

③　外出支援サービス事業（移送サービス）

一般の交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方などが医療機関を利用する場合に、車両及びストレッチャー装着ワゴン車等で送迎を行うことにより、在宅福祉の推進を図っています。

④　安否確認ふれあい事業

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳製品を配付することにより、高齢者の安否確認・健康の保持及び孤独感の解消を図っています。

⑤　軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）

日常生活を営む上で何らかの援助を必要とする要援護高齢者の散歩や買い物、寝具類の日干し、身の回りの整理整頓等日常生活を支援し、要介護状態への進行の予防を図っています。

⑥　在宅高齢者等短期宿泊保護事業

基本的生活習慣が欠如している高齢者等に対して、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行の防止を図っています。

■在宅福祉事業の実績

	平成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
①徘徊高齢者家族支援サービス	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
②緊急通報システム事業	57 件	49 件	42 件	42 件	43 件
③外出支援サービス事業（移送サービス）	45 名 延べ 197 名	30 名 延べ 167 名	30 名 延べ 185 名	31 名 延べ 168 名	35 名 延べ 130 名
④安否確認ふれあい事業	29 名	22 名	19 名	19 名	17 名
⑤軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）	5 名	4 名	2 名	2 名	2 名
⑥在宅高齢者等短期宿泊保護事業	延べ1 日	延べ128 日	延べ667 日	延べ478 日	延べ299 日

資料：市民福祉課

２　地域支援事業の実施状況

本市は、地域包括支援センターを潮来市社会福祉協議会に委託しており、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施しているほか、要支援１・２の方の介護予防サービス計画及び生活機能が低下し、介護が必要となるおそれのある方（２次予防事業対象者）の介護予防支援計画の作成を行っています。

また、高齢者総合相談センター（あやめ、福楽園）を２か所設置しており、地域包括支援センター等と連携して相談支援を行っています。

①　介護予防事業

		平成23年度	24年度	25年度
介護予防スクリーニング事業 二次予防事業対象者数		652人	698人	482人
介護予防スポット訪問事業		28人	40人	42人
デイサービス事業（二次予防事業対象者）		38人	0人	0人
介護予防教室（二次予防事業対象者）				
	介護予防の達人養成講座 （実施回数）	延べ248人 (12回)	延べ127人 (10回)	延べ229人 (16回)
	フォローアップ教室 （実施回数）	延べ214人 (11回)	延べ247人 (12回)	延べ234人 (12回)
介護予防教室（一般高齢者）				
	介護予防教室 （実施回数）	延べ361人 (18回)	延べ248人 (15回)	延べ294人 (19回)
	シニア水中健康体操教室 （実施回数）	延べ212人 (14回)	延べ214人 (14回)	延べ224人 (14回)
	健康アップ教室（シルバーリハビリ体操） （実施回数）	延べ716人 (75回)	延べ1,077人 (96回)	延べ1,413人 (111回)
介護予防講演会（高齢者全般） （実施回数）		91人 (1回)	150人 (1回)	102人 (1回)

※平成25年度は介護予防パンフレット「介護予防みんなで実践」を作成・配布。

② 包括的支援事業

		平成23年度	24年度	25年度
包括的継続的マネジメント				
	開催回数	9回	9回	10回
	参加人数	261人	277人	298人
予防給付マネジメント（要支援１・２）		1,203人	1,612人	1,805人
総合相談・権利擁護事業				
	相談実件数	551件	718件	683件
	相談延べ件数	682件	876件	870件
	訪問延べ件数	492件	998件	1,047件
高齢者虐待対応状況		10件	9件	5件
高齢者実態把握「福楽園・あやめ」		421件	532件	569件

③ 任意事業

		平成23年度	24年度	25年度
家族介護用品支給事業				
	利用者（年度末時点）	135人	144人	122人
家族介護者教室				
	開催回数	3回	3回	2回
	参加人数	56人	53人	37人

※家族介護用品支給事業は、在宅ねたきり老人等（要介護３以上）に対し、紙おむつや介護に必要な消耗品と交換できる引換券の給付を行う。

第５節　高齢者等実態調査の概要

１　アンケート結果の概要

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第６期）の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

■潮来市高齢者等実態調査結果の概要

事　項	内　容				
調査対象	①一般高齢者 （要介護認定を受けていない65歳以上、無作為抽出1,000人） ②在宅要介護者（全員825人） ③施設入所者（全員293人） ④ケアマネジャー（47人） ⑤介護サービス提供事業者（11事業者）				
調査実施期間	※①～③は、平成26年６月27日（金）～７月14日（月） ※④、⑤は、平成26年７月17日（木）～７月31日（木）				
調査方法	郵送配布、郵送回収（④、⑤は手渡し配布有り）				
調査区分ごと回収状況（回収率）	①一般高齢者 721人 (72.1%)	②在宅要介護認定者 523人 (63.4%)	③施設入所者 230人 (78.5%)	④ケアマネジャー 45人 (95.7%)	⑤介護サービス提供事業者 9事業者 (81.1%)

２　家族や生活状況について

家族の状況は、「ひとり暮らし」が約１割で、それ以外の約９割は「家族などと同居」です。在宅要介護者の調査も同様です。

同居者の人数は「２人」が多く、「配偶者（夫・妻）」がいる人が約８割を占めていました。また、在宅要介護高齢者は、「息子」との同居が５割で最も高い割合となっていました。

図　同居の家族（①一般高齢者）

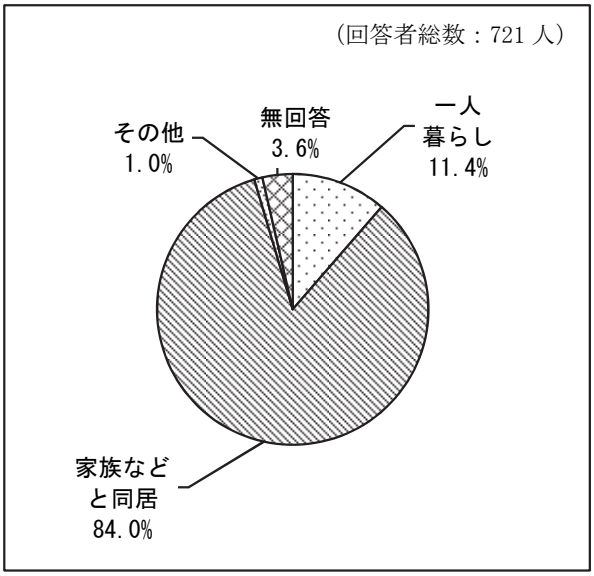

３　日常生活について

日常生活の以下の６項目について自立状況をたずねました。一般高齢者は「できない」という回答はすべて１割未満で低い割合でしたが、在宅要介護者をみると『食事の摂取』以外の項目は「できない」という人が半数以上を占めています。

また、在宅要介護者は、“物忘れがあると言われる”や“５分前のことが思い出せない”という人が半数を占めていました。

図　自立の状況（②在宅要介護者）　（回答者総数：524 人）

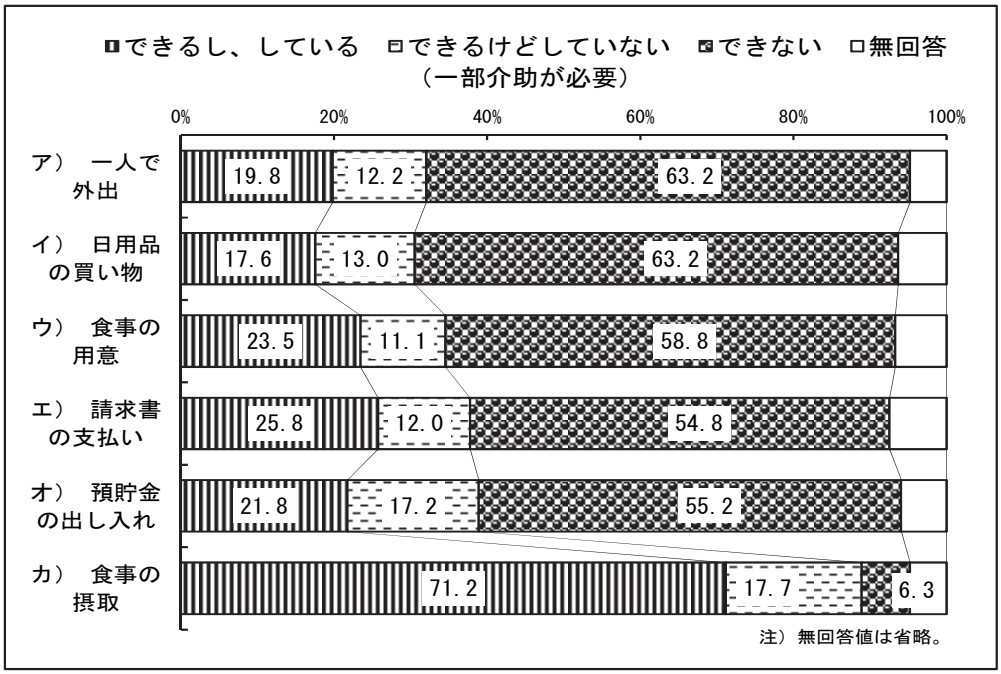

国が示す日常生活圏域ニーズ調査の分析方法に基づき手段的自立度※をみると、一般高齢者は「高い（５点）」が大半を占めていましたが、在宅要介護者は「高い（５点）」人が 17.9%です。

また、「高い」人の割合は『牛堀中学校区』が 22.5%に対して『日の出中学校区』は 14.5%に止まり８ポイントの開きがみられました。

※手段的自立度は、上記のア）～オ）の自立の状況の項目について、「１．できるし、している」または「２．できるけどしていない」：１点として点数化したもの。

図　手段的自立度（②在宅要介護者）

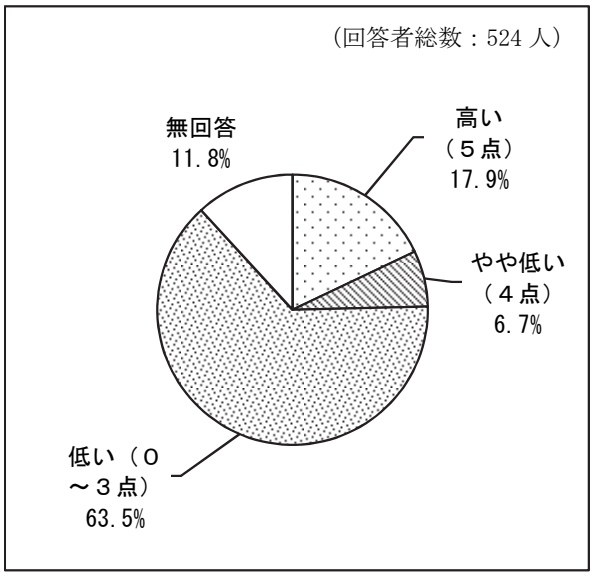

４　介護予防や健康について

一般高齢者の健康の状況は“健康”という人が約７割を占めていました。

また、介護予防や健康づくりの講座等に“参加したい”と５割の人が回答しており、具体的に参加してみたい講座や内容をみると、「健康管理」が37.3%で最も高く、次に「食生活や料理」、「趣味」、「体操・運動」といった内容が続いています。

また、社会福祉協議会が支援している、ふれあい・いきいきサロンは「参加している」との回答は１割程度でしたが、「きっかけがあれば参加したい」という人が最も高くなっていました。

図　参加してみたい講座や教室（①一般高齢者）

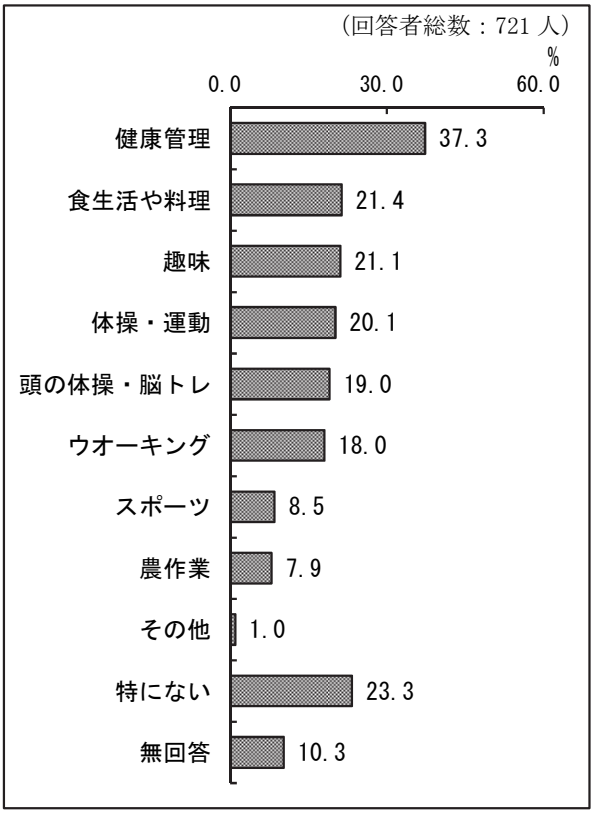

５　認知機能について

医師に「認知症」と診断されているかたずねた結果、在宅要介護者は「診断されている」という人が 25.0%を占めています。

また、施設入所者は「認知症」と診断されているという人が 48.5%を占めていました。

図　認知症の診断（②在宅要介護者）

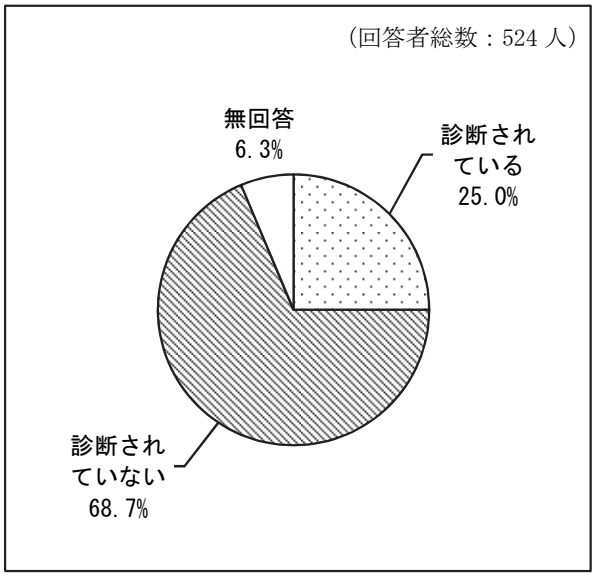

記憶や物忘れの状況と、毎日の活動判断や意思の伝達についてのアンケート結果を用いて、国が示す日常生活圏域ニーズ調査の分析方法で認知機能レベルをみると、在宅要介護者は「０レベル 障害なし」は 20.4%に止まり、「２レベル 軽度の障害」以上の人を合わせると約５割を占めています。

図　認知機能レベル（②在宅要介護者）

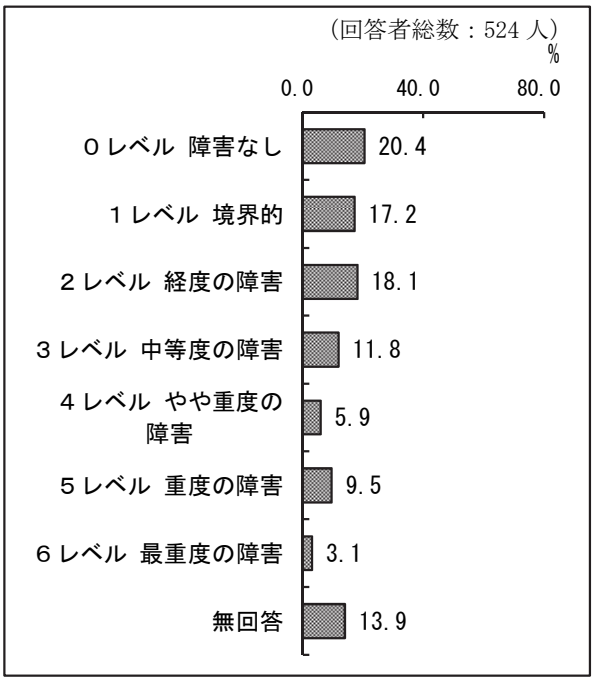

６　介護保険サービスについて

介護が必要になった際の希望は「自宅で介護を受けたい」が 46.6%で高く、「老人ホームなどに入所したい」との回答は 23.4%でした。

また、自宅で介護を受けたいと回答した人は「住み慣れた自宅で生活を続けたいから」との理由が９割を占め、次に、「施設に入る金銭的な余裕がない」が続いていました。

老人ホームなどに入所したいと回答した人の理由は「家族に迷惑をかけたくない」が最も高く挙げられていました。

図　介護が必要になった際の希望（①一般高齢者）

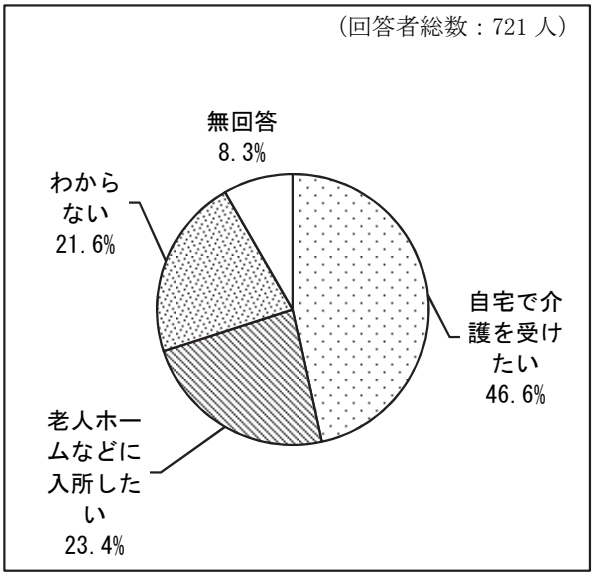

介護保険サービスを利用している在宅要介護者の評価は、“満足”と感じている人が約６割で、“不満”は約１割です。

要介護度別にみても、すべての要介護度で“満足”と感じている人の割合が高い結果でした。

また、“不満”とした人の理由は「利用料金の負担が大変」が最も高く、次に「受けられるサービスの量が少ない」が挙げられていました。

図　介護保険サービスの評価（②在宅要介護者）

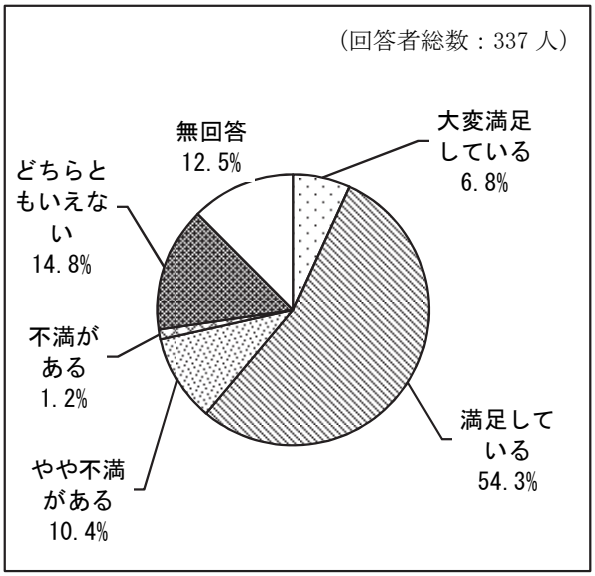

7　高齢者福祉サービスについて

図　行政に期待する高齢者施策（①一般高齢者）

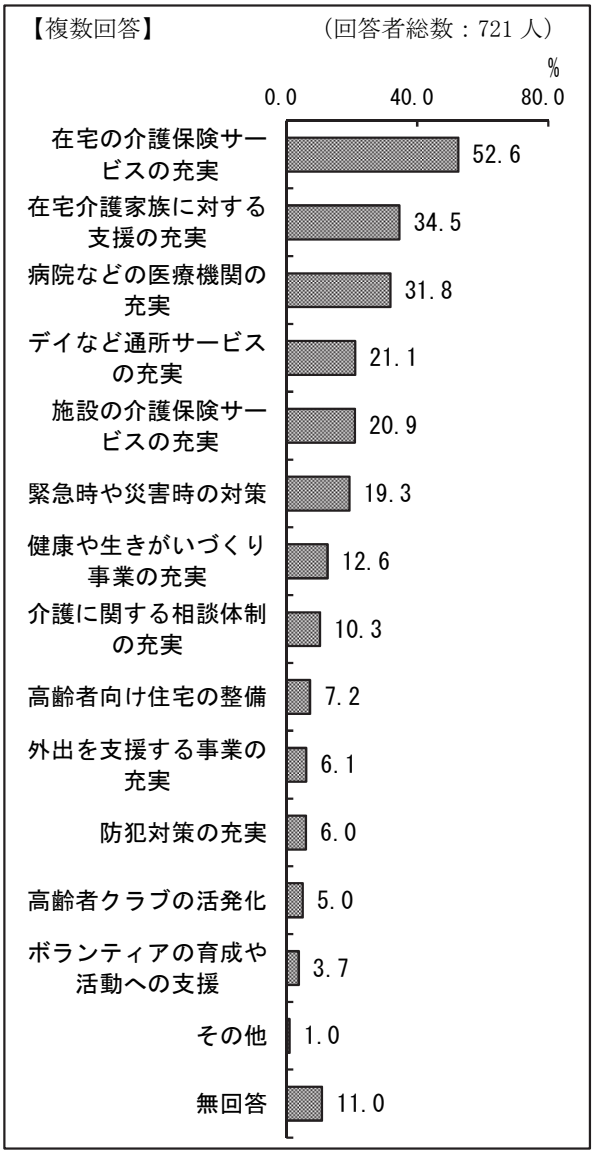

行政に期待する高齢者施策は、「在宅の介護保険サービスの充実」が 52.6％で最も高く、次に「在宅介護家族に対する支援の充実」、「病院などの医療機関の充実」が続いています。

在宅要介護者も「在宅の介護保険サービスの充実」が最も高く、次に「在宅介護家族に対する支援の充実」が続きました。

市は高齢者の在宅生活を支える在宅福祉事業を行っていますが、在宅要介護者の調査では「徘徊高齢者家族支援サービス」や「緊急通報システム」の認知度が１割程度で低い結果でした。

また、健康や福祉の情報の入手先として「ケアマネジャー」が最も高く挙げられましたが、ケアマネジャーの調査では『徘徊高齢者家族支援サービス』を「知らない」とする回答が３割を占めるなど、その他の在宅福祉サービスも「知らない」との割合が比較的高い結果でした。

第６節　計画課題の整理

国では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される『地域包括ケア』の考え方を示しています。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業の充実に取り組む必要があり、本市においても、この考え方に基づき住民等による主体的な参画のもとに多様なサービスを充実させていく必要があります。

課題１：いきいき健康づくりと介護予防対策

○ 「健康は財産」を合言葉とする本市の『健康都市宣言』を踏まえ、いつまでも健康に過ごし、介護や医療を必要としない時期を延ばしていけるように、日頃から健康への配慮や生活習慣病予防に取り組むことが重要です。そのため、かすみ保健福祉センターの健康づくり事業や地域包括支援センターの介護予防事業等と連携して、市民の健康づくりや介護予防対策に一層取り組む必要があります。また、社会福祉協議会が支援している「ふれあい・いきいきサロン」に参加している人はアンケート調査で１割程度と低い結果ですが、「きっかけがあれば参加したい」という人が多いため、社会福祉協議会や自治会等と連携して推進していく必要があります。

○ 市の介護予防の取り組みについては、介護予防への意識を高め、より多くの参加を促していくことが重要です。アンケート調査では、介護予防や健康づくりの講座等について、「健康管理」や「食生活や料理」、「趣味」、「体操・運動」といった内容で“参加したい”とする人が５割いるため、より魅力ある事業に取り組む必要があります。

課題２：多様なサービスを利用しながら安心した暮らしの継続

○ 介護を必要とする状態になった場合は介護保険サービスを十分に活用し、地域での生活を継続できるよう、サービスの内容や量の確保を図る必要があります。そのため、必要とする人に介護保険サービスが確実に行き渡るよう、周知の徹底に努めるとともに、介護サービス提供事業者と情報交換や情報共有の機会を持ちながら、安定したサービスを供給できるよう、多様な介護サービス基盤の整備が必要です。

○ 要介護認定者の在宅生活を継続するためには、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯など、介護する力の弱い世帯に対するきめ細かな支援が必要です。生活上の課題を解決したり、介護者を支援するためには、介護保険サ

ービスだけでなく、既存の福祉サービスや地域の支え合い活動を利用する等、多様なニーズに応える支援体制が望まれます。

○ さらに、高齢化の進行に伴い、医療費や介護費用も年々増加することが予測されます。医療と介護は切り離せない関係であるため、地域の現状把握を進め、地域の医療機関の確保と連携に取り組みながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、在宅医療・介護連携を推進していく必要があります。

課題３：尊厳のある暮らしの維持（認知症高齢者等への支援）

○ 高齢化の進行とともに、認知症高齢者等も増加が予測されるため、地域においては、高齢者の尊厳のある暮らしを維持するための対策が望まれます。

○ 認知症高齢者やその介護者も安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の専門医と連携して初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームの設置や、認知症の方の相談支援等を行う認知症地域支援推進員の配置に取り組む必要があります。また、認知症の人を見守る認知症サポーターの養成や関係機関とのネットワークづくりを進めていく必要があります。

○ さらに、成年後見制度、権利擁護などの制度の啓発、地域住民の認知症についての正しい理解が大切であり、認知症の早期発見・予防の重要性の理解を地域全体に深めていく必要があります。

課題４：地域全体で高齢化社会を支える意識の醸成

○ 本市は、平成 25 年３月に、市民の一人一人のしあわせづくりを理念とした『潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定し、地域の『絆』づくりに取り組んでいます。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、精神的・身体的な事由によって、地域社会との関わりが持てなくなる状況（孤立化）も考えられます。このような世帯では、お年寄りを狙った犯罪等による被害、孤独死なども考えられることから、住民、ボランティア団体等と連携して、地域の支え合いによる支援体制の構築が求められます。

○ また、東日本大震災や台風による豪雨等の教訓から、安全・安心な生活を守り、“いざというとき”に心強い支えとなるのは、地域住民の力です。そのため日頃の交流やお付き合いを通じて、支え合える関係を築いていくとともに、関係機関と連携して災害時等に支援を必要とする高齢者への対策が必要です。さらに、高齢者が安全に活動できるよう、公共施設や地域の活動拠点のバリアフリー化等にも十分配慮していく必要があります。

（裏白）

第３章　計画の基本的な考え方

（第３章裏）

第１節　基本理念・基本目標

１　基本理念

健康で元気に暮らせる温かハートの水郷潮来

本計画は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据え、たとえ重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を目指すものです。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業の充実に取り組む必要があり、本市においても、この考え方に留意して、市民等による主体的な参画のもとに多様なサービスを充実させていきます。

高齢者が地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるようにするためには、健康づくりや介護予防の推進あるいは認知症やひとり暮らし高齢者など支援を必要とする方々への対応はもとより、元気な高齢者に対する生きがいづくりや社会参加の促進など、すべての高齢者を地域全体で支える体制づくりが求められます。

そのため、第６期計画では「健康で元気に暮らせる温かハートの水郷潮来」を継承し、高齢者がいきいきと活動的に生活できるように、また、介護が必要になっても住み慣れた地域で、温かなふれ合いと支え合いのなかで、安心した暮らしを続けられる社会の実現を目指します。

２　基本目標、施策体系

基本目標１：いきいき健康づくり・介護予防の推進

これから迎える高齢社会においては、多くの高齢者がいつまでも生きがいを持ち続け、できるだけ自立した生活を送ることが不可欠です。そのため、高齢者が住み慣れた家庭や地域において、健康でいきいきとした生活が送れるよう、日頃から健康の維持・増進を図るとともに、地域や社会の様々な場面で活躍できる機会の創出に努めていきます。

また、要介護状態となるリスクが高く、介護予防が必要となる虚弱な高齢者を発見・支援する適切な介護予防ケアマネジメントを進めるために、介護予防事業が必要な高齢者の把握に努めるとともに、高齢者一人一人が主体的に取り組むことができるよう、疾病や介護予防に関する知識の普及啓発、認知症予防など、できる限り介護を必要としない高齢期を過ごすことを目指した介護予防活動に引き続き取り組みます。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたっては、住民等の多様な主体が参加し、地域において多様なサービスを提供していけるよう環境等の整備を進め、平成 29 年４月から円滑に新たな制度に移行が出来るよう取り組みます。

［ 施策体系 ］

基本目標１　いきいき健康づくり・介護予防の推進

- １－１　生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり
  - (1) 保健事業の充実
  - (2) 主体的な健康づくり活動の促進
  - (3) 地域活動・生涯学習の推進
  - (4) 就労への支援
- １－２　介護予防の強化
  - (1) 平成 27 年度・平成 28 年度の介護予防事業
  - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
  - (3) 介護予防ケアマネジメント体制の充実

基本目標２：身近で安心なサービス提供基盤づくり

在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、日常生活を支援する各種のサービスが必要とされます。そのため、高齢者の生活環境や健康状態、支援の必要な状況などを総合的に判断し、必要とされるサービスを調整・提供できる体制の構築を図っていきます。

また、介護保険制度のサービスについて、新たに必要とされるサービス基盤の充実・確保に努め、適切な制度の運営を図ります。

今後、より高齢化が進行する中で、地域には、これまで培った知識や技能を生かして活躍する元気な高齢者も多くなることが期待される一方で、加齢とともに虚弱になり支援を必要とする高齢者も増加していきます。そのため、地域ニーズに応じた質の高いサービスを市民の活動とともに充実させ、身近で安心できる生活支援サービスの提供基盤づくりに取り組みます。

［ 施策体系 ］

基本目標２　身近で安心なサービス提供基盤づくり

- ２－１　介護基盤の整備及びサービスの提供
  - (1) 居宅サービスの充実（介護保険サービス）
  - (2) 地域密着型サービスの充実（介護保険サービス）
  - (3) 施設サービスの充実（介護保険サービス）
  - (4) 低所得者への配慮
- ２－２　介護サービスの提供体制の充実
  - (1) 情報提供・相談体制の充実
  - (2) 介護給付等の適正化の推進
  - (3) 介護保険サービス等の苦情処理体制の充実
  - (4) 指導・助言及び支援・評価体制の充実
- ２－３　生活支援サービスの充実
  - (1) 在宅生活支援サービスの充実
  - (2) 家族介護支援サービスの充実

基本目標３：尊厳のある暮らしの形成

高齢者ができるだけ地域において自立した生活を送れるように、今後、増加が見込まれる認知症高齢者への専門的な介護サービスを提供するとともに、介護する家族の負担軽減を図っていきます。また、住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、家族とともに安心して生活をするために、認知症に関する地域の理解の促進を図り、認知症高齢者の見守り体制、支援する体制づくりを進めていきます。特に、地域生活を送るうえで必要な方に対して、成年後見制度及び権利擁護事業の活用を周知し、普及啓発を図っていきます。

さらに、高齢者が尊厳を失うことなく、地域で自分らしい暮らし方を選択できるよう、虐待防止施策を継続・推進していきます。

［ 施策体系 ］

基本目標３　尊厳のある暮らしの形成

- ３－１　認知症高齢者支援対策の充実
  - (1) 認知症施策の推進
  - (2) 認知症予防の推進
  - (3) 成年後見制度及び権利擁護事業の利用促進
- ３－２　高齢者虐待防止対策の推進
  - (1) 早期発見・早期対応できる体制の整備
  - (2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

基本目標４：地域で支え合う、安心なまちづくり

今後も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が続けられるようにするためには、介護保険サービスのほか、地域の保健医療サービスや福祉サービス、ボランティアや民間団体によるサービスを包括的なマネジメントのもとで、地域がともに支え合っていく仕組みを強化していくことが重要です。

現在、高齢者や家族の身近な相談窓口として、介護保険やそれ以外の様々な地域サービスを調整する機能を持つ、地域包括支援センターが位置づけられており、今後、この地域包括支援センターの機能を強化して、本市における『地域包括ケアシステム』を構築する中核機関として充実を図っていきます。

また、核家族化や高齢者のみ世帯、高齢単身世帯の増加といった世帯構造の変化や近隣関係の希薄化などを背景に、より地域での支え合いが必要となっているため、いざというときにも高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進し、安心な地域づくりを進めていきます。

［ 施策体系 ］

基本目標４　地域で支え合う、安心なまちづくり

- ４－１　地域包括支援センターの運営
  - (1) 地域包括支援センターの運営
  - (2) 地域包括支援センターによる総合相談
  - (3) ケアマネジメントの充実
  - (4) 地域ネットワークの構築
  - (5) 権利擁護への対応
  - (6) 保健・医療・福祉の連携強化
- ４－２　人にやさしい福祉のまちづくりの推進
  - (1) 地域福祉の推進
  - (2) 災害時や緊急時の支援体制の確立
  - (3) 高齢者の住まい環境の充実
  - (4) 福祉のまちづくりの推進

第２節　地域包括ケアシステム構築に向けた重点的な取り組み（地域包括支援センターの機能強化）

本計画の基本理念である『健康で元気に暮らせる温かハートの水郷潮来』の実現に向けて、いつまでも住み慣れた潮来市で安心した暮らしが送れるよう、地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域包括支援センターの機能を強化して新たな事業に取り組みます。

■地域包括ケアシステム構築に向けたイメージ

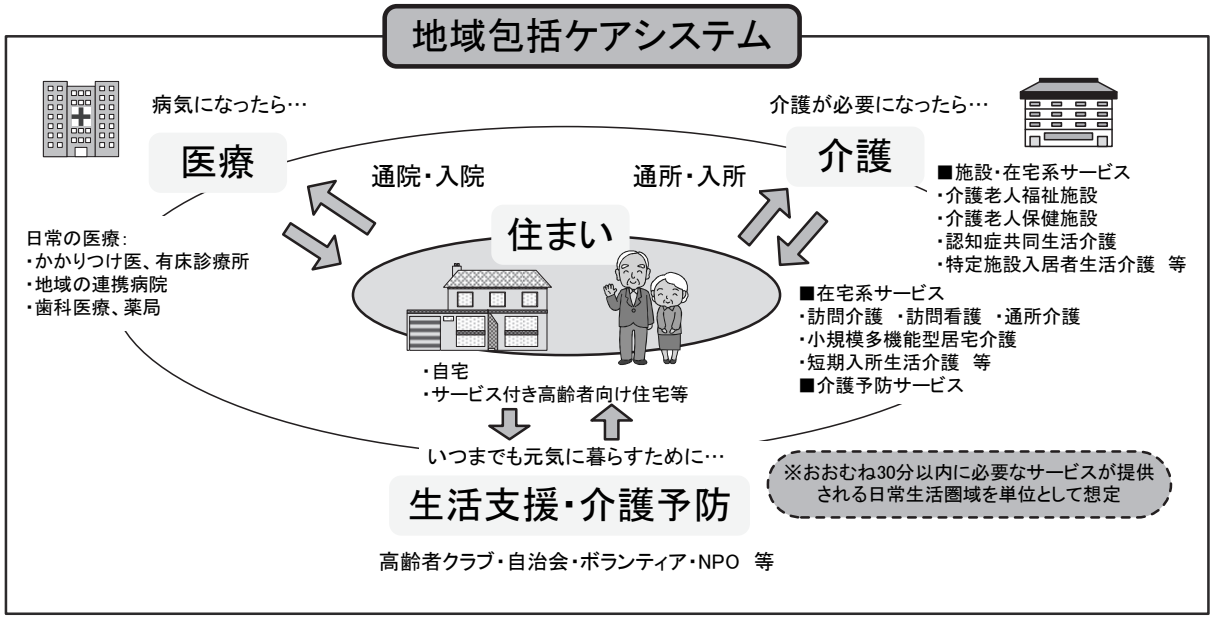

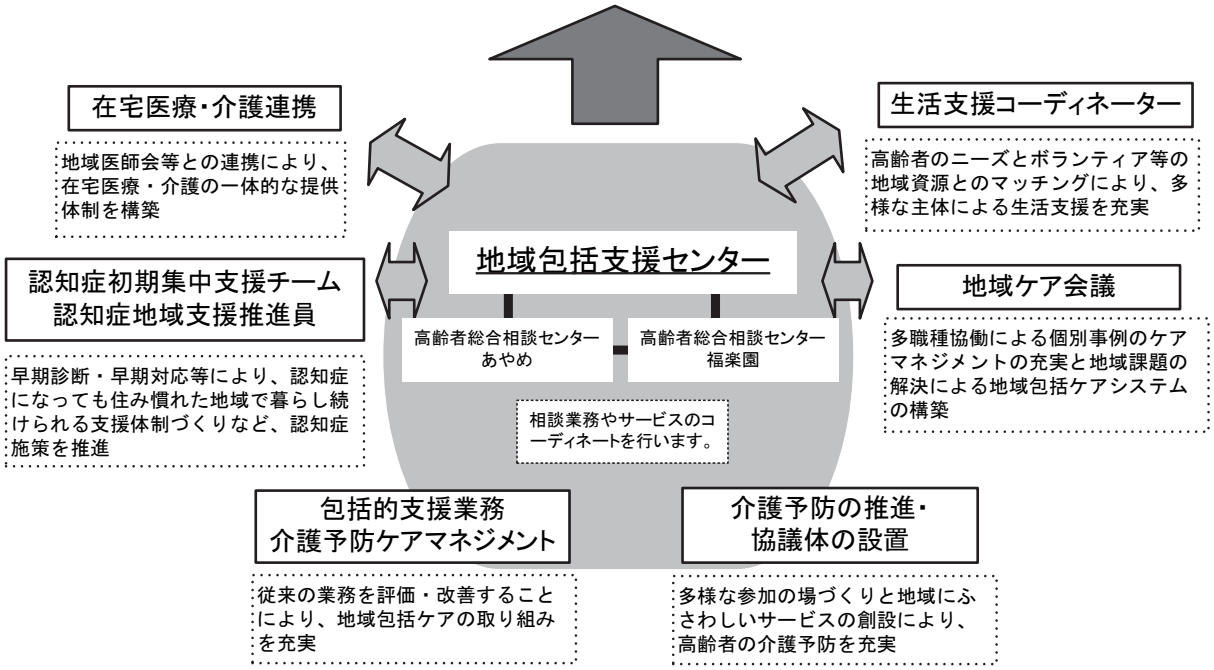

（１）在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、福祉と医療の連携強化が重要な課題となります。本市においては、県のモデル事業として、鹿島医師会が事業主体となって水郷医師会、潮来保健所、鉾田保健所等と検討会が始まっています。医療と介護は切り離せない関係であるため、今後、地域の現状把握と活用を進め、在宅医療・介護連携拠点を確保し連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図っていきます。

また、高齢者の在宅生活を支えていくため、こうした取り組みや福祉と医療の情報の共有化、連携に対応できる人材の育成・確保に努めていきます。

さらに、高齢者のニーズに合わせて、多様で柔軟なサービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等のサービスについて、現在、市内に事業所はありませんが、高齢者の生活リズムを整え退院直後の適切なケアとともに、家族の負担軽減にも効果的であるため、引き続き、事業者参入の意向等を注視していきます。

（２）認知症施策の推進

これまでの取り組みは、認知症発症により行動や心理症状等の危機発生後の事後的な対応が主眼となっていましたが、今後は、できるだけ早期に予防的な対応を図っていくことが重要となります。そのため、認知症の専門医と連携して初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームの設置検討を進めるとともに、認知症の方やその家族に対する地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行う認知症地域支援推進員の確保に取り組みます。

また、認知症の方やその家族の在宅生活を支援するため、認知症の方への地域の理解を深める啓発活動や、医療と介護のサービスが必要な方の在宅療養生活を支援する拠点の整備に向けて、その機能や役割、運営等について検討を進めていきます。

認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報については、社会資源を体系的に整理し資料化するとともに、それぞれの認知症の生活機能障がいに応じた支援が行えるよう、支援内容や地域の標準的な情報を提供できる体制整備（認知症ケアパスの作成）を進めていきます。

さらに、認知症予防事業として「あたまの体操・楽習塾」の取り組みや、認知症の人の見守りを実践する認知症サポーターの養成及び人材活用、地域の関係機関とのネットワークづくりを進めていきます。

（３）生活支援サービス・介護予防の充実・強化

高齢者が地域で暮らしを継続するためには、ちょっとした外出や病院の付き添い、買い物、ゴミ出しといった生活支援の充実が不可欠となります。そのためには、元気な高齢者の方には積極的に地域で活躍いただくことが重要であり、ともに支え、支えられる関係づくり、協力できる活動を市民とともに強化していきます。

そのため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、効率的に生活支援サービスが提供できるよう地域の体制づくりを進めるとともに、個別ケースなどに対応する地域ケア会議の設置・開催等も行っていきます。

また、本市においては、社会福祉協議会が支援している「ふれあい・いきいきサロン」や、介護予防事業としてシルバーリハビリ体操指導士による指導のもとに健康アップ教室などに取り組んでいますが、このような多様なサービスの充実・強化に努めていきます。特に、今後は、地域の社会福祉法人やボランティア、ＮＰＯ、民間企業等による「協議体」を設置し、本市にふさわしい生活支援サービスや介護予防の取り組みが進められるよう基盤整備に努めます。

（４）安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活の基盤となる居住の場について、地域のサービス提供事業者と連携し、民間の活力を導入しながら、高齢者のニーズや状況に対応していきます。また、サービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの確保に努めていきます。

さらに、高齢者がいつまでも安心して暮らせるよう、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の地域コミュニティ活動を推進し、介護保険サービスのみならず地域の関係団体の活動と協働して安心して暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

第３節　日常生活圏域の設定

本市は、人口、地理的条件やサービス提供の状況、施設の位置などから、第５期計画と同様に、本計画においても市全体を１つの日常生活圏域として設定して、第６期介護保険事業計画の施策・事業を進めます。

第４章　施策の展開

（第４章裏）

基本目標１　いきいき健康づくり・介護予防の推進

１−１　生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり

本市は、生活習慣病に起因する心疾患や脳血管疾患の死亡割合が国・県平均より高く、近隣の自治体よりも寿命が短いというデータがあります。このようなことから、平成 26 年 10 月に「健康は財産」を合言葉に『健康都市宣言』を行い、広く市民の健康づくりへの意識を高める取り組みを進めているところです。今後ともヘルシー（健康）ガード（防犯）ウォーキングや、市内各地区で開催している健康教室など生涯にわたる健康づくりの推進に努めるとともに、広報をはじめ保健活動や生涯学習事業などと連携して、健康づくりに関わる情報提供に努めていきます。

また、高齢者の生きがいづくり活動などを通じて、日常的にスポーツやレクリエーションに親しめる機会をつくり、介護予防や健康増進に結びつけていきます。

（１）保健事業の充実

○　高齢期にできる限り介護を必要としない生活を送ることができるよう、健康診査や各種がん検診の結果を効果的に活用し、市民一人一人が各世代の健康課題や自分自身の健康づくりに目標を持って取り組むことができるよう、個別の健康を支援する相談・教育事業を推進します。

○　高血圧や糖尿病からの脳血管疾患や重症化など、本市における疾病課題についても積極的に対応できるよう、特定健診等の保健活動と連携して、若年層から生活習慣病の予防を推進し、高齢期における介護予防につなげます。

○　肺炎やインフルエンザなど、感染予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、予防接種を促進します。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
特定健康診査・特定保健指導の実施	・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の対策を中心に、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症を予防するため、高血糖、脂質異常、高血圧などの予防対策・保健指導を充実していきます。 ・受診率の向上に努め、疾病などの早期発見・治療等に結びつけます。
後期高齢者健診	・高齢者が介護を要する状態となることを予防し、自立を支援することを目的に、75 歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施します。

事業・サービス	内容/方向性
がん検診	・各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療に結びつけます。
健康ファイル事業	・かすみ保健福祉センターにて、健康ファイルを配布します。 ・健康ファイルは健診等の結果を綴り、経年で自分の体の状態や変化がわかるよう工夫しており、特定健診及びその結果説明会の際に活用し、自分の体のことを科学的データから生活習慣改善へと導き支援することを目的とします。
保健指導	・生活習慣病予防対策の一環として、健診結果をもとに、疾患の疑いのある者や危険因子を早期に発見し、生活習慣改善指導や適切な治療に結びつけることによって、壮年期からの健康管理ができるよう支援します。
健康相談	・市民の健康に関する様々な相談に応じ、高齢者等の健康管理に役立つよう行います。 ・各種健診の場でも健康相談を実施していますが、かすみ保健福祉センターでも随時健康相談を実施し、一人一人にあった必要かつ適切な健康情報を伝え、自己健康管理ができるよう支援します。
健康教育	・生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進に役立てることを目的とします。 ・自分の体のことを理解して、普段の食生活、運動、休養等を振り返り、日頃の生活習慣と疾病の関連について理解できるよう支援します。
感染症の予防	・インフルエンザ等重症化しやすい感染症に関して、一部負担で受けることができる予防接種を実施し、感染予防を図ります。

（２）主体的な健康づくり活動の促進

○　主体的な健康づくり活動の促進については、関係機関と連携して高齢者が自ら健康づくりに取り組めるよう啓発活動の充実に努めるとともに、市民及び地域の関係団体と協力し合いながら、高齢者がいきいきと元気に暮らせるよう、健康づくり活動を促進します。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
健康づくり意識の啓発	・高齢期の生活の質を確保するためには、生涯にわたり健康に関心を持ち、自らが主体的に健康づくりに努めることが重要であることの啓発を進めます。
健康に関する情報の提供	・運動や食生活、生活習慣病予防等、健康づくりとの関係についての情報提供を行います。 ・地域の健康づくりに関する教室やサークル等の情報提供を行います。
地域団体への活動支援	・市民主体の健康づくり活動を継続性のあるものにするため、食生活改善推進協議会など地域団体活動の促進や育成・支援を図ります。 ・高齢者クラブなどの健康づくり活動を支援するため、健康教育の出前講座等を行います。
高齢者水中運動教室 （いきいきITAKOスポーツクラブ）	・水に親しみながら心と体の健康増進を図り、お互いの親睦を深めることを目的に、多くの高齢者や家族への周知と参加促進を目指していきます。
高齢者スポーツの支援	・高齢者のスポーツ活動を、引き続き支援していきます。 ・生涯学習スポーツ部門と連携をとりつつ、グラウンドゴルフなど、高齢者の関心のあるスポーツ活動を通じて、健康増進を図っていきます。

（３）地域活動・生涯学習の推進

○　高齢者の社会参加及び生きがいづくりについては、学習意欲を受け止める場として悠々塾の開催、地域のボランティア活動や健康維持のためのスポーツ大会へ参加する高齢者クラブの支援など、高齢者が参加できる機会の創出に努めます。

○　高齢者が他者との関わりを持たず「閉じこもり」の状況が続くと、活動能力の低下や社会に対する無関心、ひいては、「寝たきり」や「認知症」の発症にもつながっていくことが危惧されるため、身近な地域での交流機会を創出するなど、様々な社会参加の創出に努めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
高齢者クラブ活動の推進	・高齢者自らが、自主的活動を通して生きがいや健康づくりを行っていくために、潮来市高齢者クラブ連合会の自主的な活動・取り組みを推進していきます。

事業・サービス	内容/方向性
悠々塾など生涯学習参加	・受講生が自発的に考え提案し、毎月の教育課程及び専門課程で学ぶほか種々のクラブをつくり、クラブ活動や地域社会へのボランティア活動等に高齢者の力を発揮していく方向で、引き続き実施します。
身近な地域での交流機会の創出	・生活に最も身近な地域を基本に、健康づくりや介護予防、生きがいづくり活動等、様々な交流機会を創出し、高齢者の社会参加の創出を図ります。

（４）就労への支援

○　団塊の世代が高齢期を迎えるとともに、高齢者の就労に対する能力や意欲も多様化することが予想されるため、シルバー人材センターを中心に生きがいづくり等につながる就労機会の創出を図ります。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
シルバー人材センター事業	・高齢者の就労に対する能力や意欲が多様化する傾向にあることから、生きがいに結びつく働く機会が確保されるよう、多様な就労機会の確保に努めます。 ・新規会員の加入促進に努め、勧誘や事業所の PR をしていきます。

１－２　介護予防の強化

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据え、介護予防の意義や重要性について周知を進めるとともに、介護予防教室や健康相談、健康づくりや生きがいづくり活動とも連携して介護予防施策の一層の強化に取り組みます。

（１）平成 27 年度・平成 28 年度の介護予防事業

○　今回の制度改正では、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施する新しい総合事業へ移行することとしています。

○　本市においては、平成 27、28 年度は現行の介護予防事業を継続し、平成 29 年４月から円滑な制度移行ができるよう総合事業の実施に向けた準備を進めます。その際、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス提供体制を確保するなど、効果的な支援が可能となるよう環境等の整備を図っていきます。

（ 実施事業 ）

①　一次予防事業

事業・サービス	内容/方向性
介護予防の普及啓発	・すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を目的とした小冊子を作成し、健康教育や健康相談での活用を図ります。 ・介護予防の普及啓発を目的とした介護予防講座を、高齢者クラブなどの地域団体や高齢者関連行事などで開催します。
地域での介護予防活動支援（シルバーリハビリ体操等）	・高齢者クラブや食生活改善推進協議会、ボランティア団体等における介護予防のための活動を促進します。 ・地域での自主的な健康づくり活動に向けて、シルバーリハビリ体操指導士の育成を促進します。
介護予防一次予防事業の評価	・介護予防事業について、より効果的な施策展開を行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターが連携・協力し、高齢者の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価します。

② 二次予防事業

事業・サービス	内容/方向性
二次予防事業対象者の把握	・要支援、要介護の認定を受けていない高齢者から、生活機能の低下のある高齢者を把握し、民生委員・児童委員等による情報収集等のほか、高齢者本人や家族からの相談等を通じて、二次予防事業対象者を把握します。
高齢者自身の取り組みの促進	・高齢者本人が介護予防に主体的、自覚的に取り組めるよう、事業の目的について啓発を行うとともに、個人の目標の明確化や状態の改善に向けた取り組みを推進します。
運動器の機能向上事業 （介護予防スポット訪問・介護予防の達人養成講座）	＜介護予防スポット訪問＞ ・作業療法士という専門家のアドバイスを気軽に受けることができ、介護予防の視点でも重要な役割を果たすと考え、今後も実施していきます。 ＜介護予防の達人養成講座＞ ・介護予防についての知識を持ち、運動を実践できる市民を育てていくために、地域包括支援センターと連携して実施していきます。
栄養改善事業 （管理栄養士・食生活改善推進員等による栄養指導教室）	・低栄養など栄養上の問題があると思われる二次予防事業対象者について、管理栄養士や食生活改善推進員等と協力して調理実習を含めた栄養改善教室を開催するよう検討していきます。
口腔機能の向上事業 （歯科衛生士等による口腔機能に関する指導教室）	・二次予防事業対象者把握事業で把握された対象者について、歯科医・歯科衛生士等と連携し、口腔機能向上を目標とした教室を開催できるよう検討していきます。
二次予防事業の対象者 デイサービス事業	・要介護認定で「自立」と判定された閉じこもりがちの高齢者の方を対象に、デイサービスセンターにおいて日常生活動作訓練や生きがい活動の支援、閉じこもり予防として実施していきます。
訪問型介護予防事業	・保健師・歯科衛生士・栄養士等による訪問型指導支援を行います。口腔機能や栄養状態に問題がある者で通所が困難な者を対象に訪問指導を実施していきます。 ・地域包括支援センターと連携して訪問指導を行っていきます。
介護予防二次予防事業対象者施策の評価	・より効果的な施策展開を行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターが連携・協力し、二次予防事業対象者の参加状況や実施プロセス、効果等を毎年評価します。
継続性のある介護予防の推進	・介護予防事業終了後も介護予防の効果を継続させるため、高齢者が主体的かつ継続的に参加できるよう、市民の主体的な介護予防活動の育成支援に努めます。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の実施

○平成 29 年４月からは、以下のような体系に基づき介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。なお、総合事業の実施にあたっては、本市の特徴や地域の実情に即し、効率的な事業の推進に努めていきます。

（参考）介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の体系図

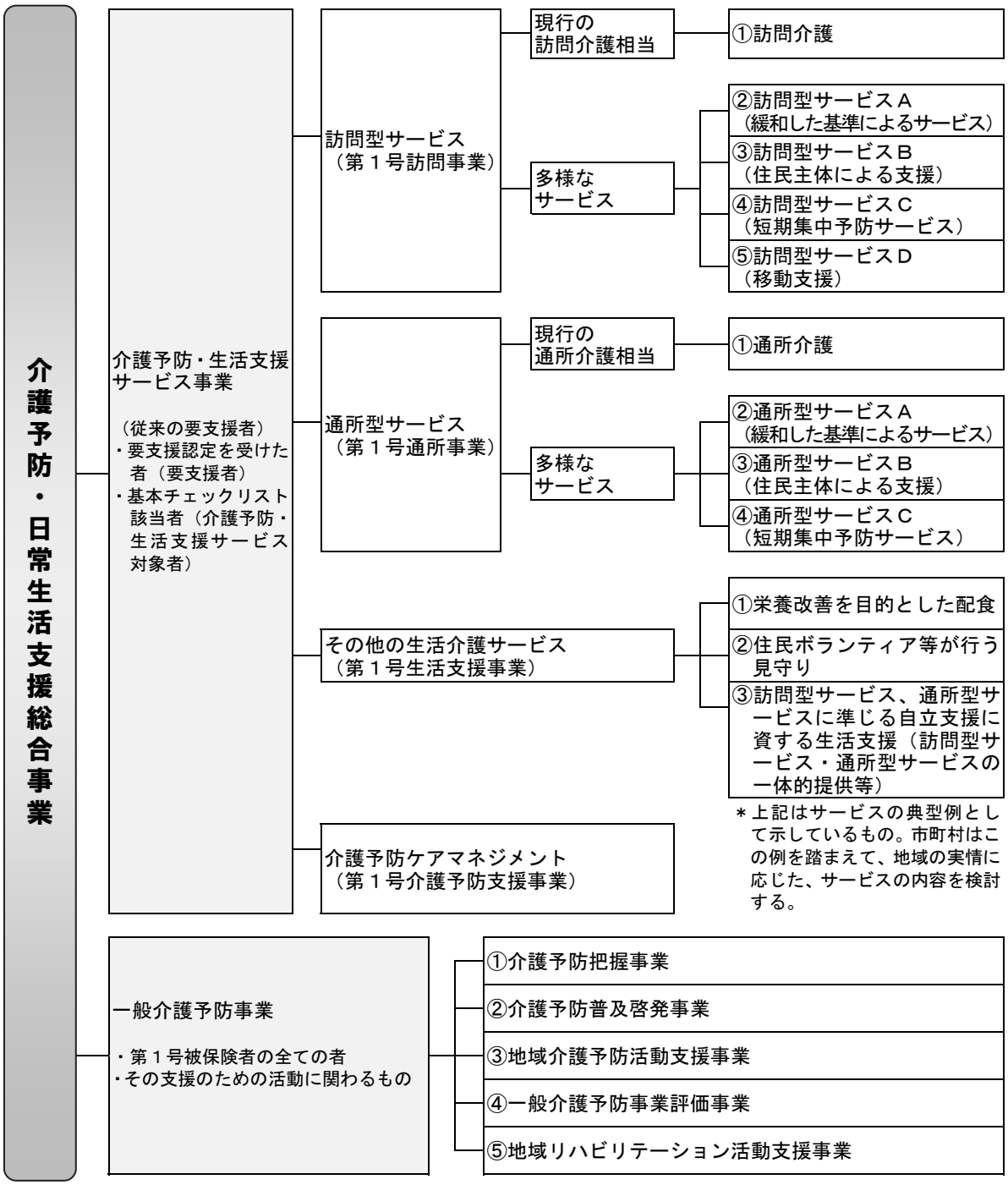

（３）介護予防ケアマネジメント体制の充実

○　二次予防事業対象者及び要支援者の増加に対応できるよう、地域包括支援センターの体制の充実を図りながら、適正なケアマネジメントに努めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
対象者の選定	・介護認定審査会において、現行の要介護状態区分に加えて、高齢者の「状態の維持・改善可能性」の観点を踏まえた基準に基づく審査を行い、その結果を踏まえて市が決定します。
介護予防ケアマネジメントの充実	・本人の生活機能の改善可能性を評価し、本人の意欲を高め、できることを増やしていくケアマネジメントを強化します。 ・明確な目標設定を行い、一定期間後に当初の目的が達成されたか評価する目標指向型のサービス提供を進めます。 ・利用者の状態とともに、要介護状態に至る直接的・間接的な原因にも着目し、介護予防のケアマネジメントを行います。 ・公平・中立の立場である地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が原則として介護予防プランを作成します。
介護予防サービスの提供	・できないことをケアで補うだけではなく、本人ができることを増やし、より自立度を高めるため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等、介護予防サービスを提供します。

基本目標２　身近で安心なサービス提供基盤づくり

２-１　介護基盤の整備及びサービスの提供

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、介護保険サービスが適切に提供される必要があります。このため、介護や日常生活における支援が必要な高齢者が、心身の状況や生活環境に応じて自ら選択したサービスを適切に受けることができるよう、介護保険サービス基盤の充実を図っていきます。

（１）居宅サービスの充実（介護保険サービス）

○　居宅サービスについては、「自立支援」をより徹底する観点に立ち、各サービスを提供します。

○　居宅介護支援事業所をはじめ、各サービス提供事業者と連携して、一人一人の状況に応じた適切なサービスが確実に提供される体制の確保に努めます。

（ サービス概要 ）

事業・サービス	内容/方向性
訪問介護 **（ホームヘルプサービス）**	・ホームヘルパーによる食事や洗濯、掃除、身の回りの世話、買い物、通院介助等、必要な家事・介護サービスを行います。
訪問入浴介護	・入浴が困難な寝たきりのお年寄りなどの家庭を、入浴施設や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	・主治医が認めた者に対し、訪問看護ステーションの看護師や保健師等が家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら病状に応じた看護を行います。
訪問リハビリテーション	・理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を提供します。
居宅療養管理指導	・医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
通所介護 **（デイサービス）**	・デイサービスセンター等に通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供します。
通所リハビリテーション **（デイケア）**	・介護老人保健施設や医療機関等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供します。
短期入所生活介護 **（ショートステイ）**	・短期間、介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。
短期入所療養介護 **（ショートステイ）**	・短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。

事業・サービス	内容/方向性
福祉用具貸与	・日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための用具等の貸与を行います。
特定福祉用具購入	・居宅において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に要した経費の９割を支給します（上限あり）。
住宅改修	・手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に要した費用の９割を支給します。
特定施設入居者生活介護	・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入居している高齢者等について、入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを行います。
居宅介護支援･介護予防支援	・介護支援専門員によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービス提供確保に向けた連絡調整等を行います。

（２）地域密着型サービスの充実（介護保険サービス）

○　認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるためのサービスで、市町村がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみの利用が可能なサービスとなっています。

○　今後の認知症高齢者の増加への対応や地域包括ケアへの多機能型サービスの必要性などから、地域特性や住民のニーズを把握し、バランスのとれた地域密着型サービス基盤整備を推進するとともに、新規事業実施への検討を図ります。

（ サービス概要 ）

事業・サービス	内容/方向性
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	・重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	・夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行います。
認知症対応型通所介護	・認知症で廃用症候群の状態のある者について、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で行います。
小規模多機能型居宅介護	・「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活継続を支援します。
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

事業・サービス	内容/方向性
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	・認知症で廃用症候群の状態のある者について、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
地域密着型 特定施設入居者生活介護	・地域密着型特定施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行います。（定員 29 人以下の有料老人ホーム等）
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	・地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。（サテライト型、定員 29 人以下の特別養護老人ホーム等）
地域密着型通所介護	・小規模通所介護事業所の一部は、地域密着型通所介護に移行し、高齢者の日常生活に関する世話や相談など、より地域に密着したサービス提供を行います。 ・施設あたりの利用定員は 18 人以下となります。
介護予防 認知症対応型通所介護	・軽度の認知症で廃用症候群の状態のある者について、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で行います。
介護予防 小規模多機能型居宅介護	・軽度の認知症がある者を主たる対象者とし、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じたサービスを提供し、在宅での生活継続を支援します。
介護予防 認知症対応型共同生活介護	・軽度の認知症で廃用症候群の状態にある者について、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

（３）施設サービスの充実（介護保険サービス）

○　介護保険施設の利用者について、国では、要介護３以上の認定を受けている（既入所者除く）、又は重度の認知症、精神上の著しい障がい、家庭での虐待等、他所で生活することが困難な方を対象とすることが示されています。

○　本市においても施設サービスについては、国の方針に基づき「重度者への重点化」に配慮していきます。

（ サービス概要 ）

事業・サービス	内容/方向性
介護老人福祉施設	・特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	・老人保健施設において、施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話を行うサービスです。

事業・サービス	内容/方向性
介護療養型医療施設	・病院等において、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話、及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。

（４）低所得者への配慮

○　介護が必要な方が必要なサービスを適切に受けることができるよう､取り組みを推進します。

○　特に､経済的な理由で必要なサービスを受けられないことがないよう､引き続き､低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに､各種制度についての周知を図ります。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
高額介護サービス費給付	・介護保険のサービスに対して支払った１か月ごとの利用者負担の合計が、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。
高額医療・高額介護合算制度	・医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を支給します。
特定入所者介護サービス費給付	・施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。

２-２　介護サービスの提供体制の充実

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターなどを通じて、利用者へわかりやすく情報提供を行うとともに、介護サービスの質的な向上を図り、介護サービスの提供体制の充実に努めます。

（１）情報提供・相談体制の充実

○　介護保険制度や各種サービスに関する情報提供については、市の窓口や地域包括支援センター等の相談窓口やケアマネジャー等を通じて各種情報を提供します。

○　今後も、サービスを必要とする高齢者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、わかりやすく、きめ細かな情報提供に努めます。

（２）介護給付等の適正化の推進

○　介護保険の円滑で安定的な運営を図るため、ケアプランのチェックや介護給付費通知の実施等を活用して、サービス利用者に対して不要なサービスが提供されていないかの検証を行います。

○　また、国保連合会の介護給付適正化システムの提供情報活用マニュアルを活用し、不適正・不正な介護サービスの把握等、介護給付費の適正化事業を推進します。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
介護給付等費用適正化事業	・「介護費用適正化システム」を活用し、請求内容等について不明・不整合・違反等判明した場合、事業者照会をし、不適切と判断された時点で返還処理を行います。
介護認定審査会体制の充実	・公平・公正、正確な認定となるように、介護認定審査会委員の研修等を図ります。 ・主治医意見書の円滑な入手と的確な状態把握が行えるよう、茨城県と連携して医師会に働きかけます。
認定調査体制の充実	・支援や介護を必要とする人が、その状態を的確に調査員に伝えられるように、同席者の積極的な関与を求めるなどして、認定調査を行います。

（３）介護保険サービス等の苦情処理体制の充実

○　介護保険を利用するための支援や情報提供等、様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等については、県や県国民健康保険団体連合会、市の窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者等で受付け、その都度対応する体制をとっています。

○　関係機関の連携のもと、苦情処理・相談を円滑かつ総合的に受け付ける体制の整備を図るとともに、相談窓口を周知し、適切な対応及び解決に努めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
地域包括支援センターでの相談対応	・地域包括支援センターの総合相談の一環として、介護保険や高齢者保健・福祉についての苦情を受付け対応します。
社会福祉協議会の福祉サービス等苦情相談窓口の周知	・安心して適切なサービスが利用できるように、社会福祉協議会の福祉サービス等苦情相談窓口の周知を図ります。
介護相談員派遣事業の推進	・第三者的・中立的な立場に立った介護相談員による施設入所者及び在宅でのサービス利用者の日常的な不平・不満や疑問を受付け、問題の発見や提起、解決策の提案などを通じて、苦情が発生することを未然に防ぐための「介護相談員派遣事業」の実施に向け検討していきます。
関係機関との連携	・市での対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情等については、県国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決を図っていきます。 ・悪質な事業者に対しては、県と連携を図りながら厳正に対処します。

（４）指導・助言及び支援・評価体制の充実

○　事業者間の情報交換や研修会等の開催を行うほか、地域包括支援センターでの介護支援専門員相談や、処遇困難事例への対応・支援を行っていきます。

○　地域密着型サービスについては、引き続き指導・監督を行うとともに、必要な整備に努めます。

（ 実施事業 ）

① 指導・助言及び支援体制

事業・サービス	内容/方向性
介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上	・「潮来市介護支援専門員研究会」と連携して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会を開催します。 ・介護支援専門員の資質の向上を図るため、５年ごとの資格更新時における研修の受講促進を図ります。
介護支援専門員に対する相談･支援	・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する相談や処遇困難事例の対応・支援を行います。
事業者に対する指導･助言	・利用者から寄せられる相談や苦情について、迅速に事業者に連絡するとともに、改善に向けた指導・助言を行います。 ・介護保険制度改正に伴う介護保険事業者向け研修について、事業者連絡会と連携して実施します。
介護サービス提供中の事故への適切な対応の促進	・介護サービスの提供中の事故等については、直ちに事業者から市に対して事故報告書を提出するとともに、家族等への連絡や再発防止策について適切に対応できるよう指導します。
立入り調査権の効果的な行使	・事業者に対して個別指導や集団指導などの実施指導を行うとともに、調査状況の公表や介護給付費通知の実施など、給付費の適正化とあわせて行うなど、事業者指導の強化を図ります。

② 評価体制の構築

事業・サービス	内容/方向性
事業者間の情報交換や研修等開催の充実	・事業者間の情報交換や研修会等を開催します。 ・介護給付等の適正化に向けて、ケアプランの内容等についての研修機会を設け､よりよいプランが提供できるよう支援します。
サービス評価システムの導入促進	・事業者の介護サービスに関する自己評価や第三者評価の導入の促進を図ります。 ・地域密着型サービスに関する指定や運営基準等の作成と、その遵守に努めます。
サービス提供事業者情報の公表	・茨城県や関係機関等との連携強化を図り、サービス提供事業者情報の公表を促進します。 ・サービスの質の確保・向上を図り、利用者や家族にとって事業所選択に資する重要な指標として、第三者評価、事業者自己評価、利用者評価の実施結果などの公表を促進します。

２-３　生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、介護保険事業以外にも日常生活の支援に努めます。

また、家族介護者についても安心して在宅介護を継続できるよう支援の充実を図ります。

（１）在宅生活支援サービスの充実

○　要支援・要介護認定者に対しては、介護保険制度の中でサービス提供がなされていますが、ひとり暮らし高齢者など、要介護認定者ではないものの日常生活での支援を必要とする方等に対する在宅生活支援サービスを実施していきます。

○　生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに地域の関係機関による協議体の設置し、効率的に生活支援サービスが提供できる体制づくりを進めていきます。

○　生活支援サービスの内容については、今後も地域の高齢者のニーズを把握しながら、支援を必要とする高齢者にサービスが確実にいきわたるよう調整します。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等	・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、効率的に生活支援サービスが提供できる体制を構築します。 ・地域の実情にあった取り組みを推進するため、地域の関係機関による協議体を設置していきます。
緊急通報体制等整備事業	・現在、ひとり暮らしの病弱な高齢者を対象に、緊急時に簡単な操作で消防署に通報できる機器を設置しています。 ・今後は、近隣やボランティアによる地域で高齢者を支えていく体制の充実を目指します。
ふれあい給食事業 （社会福祉協議会）	・安否確認の一環として、ボランティアグループ、民生委員・児童委員、区役員の方々の協力を得ながら実施していきます。 ・配達によるサービス希望を確認しながら、今後の事業展開を検討していきます。又、各ボランティアグループとの意見交換を行い、より良いサービスの提供に努めていきます。
シルバービューティーサービス （社会福祉協議会）	・引き続き利用者の気分転換と、介護者の介護負担軽減のため、美容組合の協力を得ながら実施していきます。

事業・サービス	内容/方向性
軽度生活援助事業	・日常生活上の援助などホームヘルプサービスが必要な方に、社会福祉協議会のホームヘルパーを派遣して家事等の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を抑えます。
生きがい活動支援通所事業	・おおむね 60 歳以上の方で、家に閉じこもりがちな方及び日常生活を営むのに支障がある方に対し、デイサービスセンターにてサービスを提供することにより、生きがいを高め、社会的孤立感の解消、要支援及び要介護状態等への進行を予防します。
在宅高齢者等短期宿泊事業	・基本的な生活習慣が欠如しており、対人関係が成立していないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへ一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を行う短期宿泊事業について継続して取り組んでいきます。
安否確認ふれあい事業	・ひとり暮らしの高齢者に乳製品を配達し、健康維持と安否確認を行っています。声かけ運動を徹底し、安否確認と孤独感の解消に努めていきます。
福祉用具貸与事業 **（社会福祉協議会）**	・介護保険対象外で福祉用具が必要な方及び緊急時の対応として実施していきます。
ふれあい･いきいきサロン **（社会福祉協議会）**	・市内の小地域ごとに高齢者や障がい者、ボランティアなどが集い「誰でもどこでも気軽に参加」「楽しく、お金をかけずに無理なく」を目標に、社会参加や健康づくりを進めることを目的に推進します。 ①参加者が主役となり、自分が必要とされる喜びや生きがいをつくり出す ②歩いて出かけること、サロンで無理なく身体を動かして健康づくり ③人と話す、歌ったりゲームをしたり、という適度な精神的刺激 ④会食や血圧測定、保健指導を通じた健康や栄養に関する知識の普及 ⑤人とふれ合うことを通じた生きがいづくり ⑥閉じこもりの防止 以上のようなねらいと効果が期待して取り組みます。
外出支援サービス	・公共交通機関が利用できない方へ、医療機関等への移動支援を行っていきます。 ・高齢者等の外出を支援するため、持続性のある新たな公共交通システムの構築に向けて検討を進めます。

（２）家族介護支援サービスの充実

○　高齢者を介護している家族等の精神的、経済的負担の軽減を図るため、在宅介護者を対象とした研修や交流会、紙おむつ等の支給を実施しています。

○　高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術の向上を図ります。

○　そのほか、事業を通じて、家族介護者同士の交流や情報交換の場となるよう、事業を継続して推進します。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
家族介護用品の支給	・在宅で寝たきりの高齢者等を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ・尿取りパット等の介護用品を支給するサービスで、引き続き地域支援事業として取り組みを実施します。
家族介護者教室	・高齢者を介護する家族や近隣の援助者を対象として、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりについての知識や技術を習得する教室を開催します。また、技術の習得だけでなく、「思いを語る場」「リフレッシュの場」となるようにプログラムの充実を図ります。 ・介護予防の知識も学ぶことができるように、「運動器の向上」「栄養改善」「口腔ケア」「閉じこもり予防」などを取り上げた取り組みを引き続き、企画・開催していきます。
サービス利用の促進	・家族介護者の心身の負担軽減を図るため、介護保険サービスをはじめ保健・福祉サービスやボランティア活動に関する情報の提供を行い、利用促進を図ります。

基本目標３　尊厳のある暮らしの形成

３－１　認知症高齢者支援対策の充実

認知症の初期の支援を包括的・集中的に行えるよう、認知症の専門医と連携した認知症初期集中支援チームの設置検討を進めるとともに、認知症の方やその家族の相談業務等を行う認知症地域支援推進員の確保に取り組みます。

また、認知症の早期対応につながるよう、医療・介護・地域包括支援センターの連携を強化して認知症高齢者に対する正しい知識や理解を深めるとともに、認知症予防や認知症の疑いがある高齢者を抱える家族を対象とした相談の充実に取り組みます。

さらに、判断能力の不十分な方々が日常生活における不利益を受けないよう権利擁護事業の普及、推進に努めます。

（１）認知症施策の推進

○　市民に対し認知症に関する情報提供を図り、認知症の予防や早期発見・早期対応とともに、認知症高齢者への正しい理解を深めていきます。

○　認知症高齢者の増加に対応するため、認知症専門医による指導の下に認知症の早期診断、早期対応が可能となる支援体制の整備に努めます。また、認知症サポーターを育成し、引き続き地域住民への認知症に対する理解を深めていけるよう強化に努めます。

○　認知症高齢者の介護については、とりわけ身体的、心理的な負担が大きいことから、介護家族の負担軽減を図るための認知症の家族交流会や介護知識の普及等に努め、家族の負担の軽減を図ります。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
認知症ケアパスの作成・普及	・社会資源を体系的に整理し資料化するとともに、それぞれの認知症の状況に応じた支援が行えるよう、支援内容や地域の標準的な情報を提供できる体制を整備し普及していきます。
認知症初期集中支援チームの設置	・認知症の初期の支援を包括的・集中的に行えるよう、認知症の専門医と連携した認知症初期集中支援チームの早期の設置を進めます。
認知症地域支援推進員の配置	・認知症の方やその家族の地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置します。 ・認知症に関する相談窓口の充実を図るとともに、かかりつけ医との連携体制の確立に努めます。

事業・サービス	内容/方向性
認知症サポーター養成講座	・認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。
認知症の家族交流会の開催	・介護家族の負担軽減を図るための認知症の家族交流会を開催します。 ・介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりについての知識や技術を習得する機会を確保するとともに、「リフレッシュの場」として家族の精神的負担の軽減を図ります。
徘徊高齢者家族支援サービス	・徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機を貸与します。

（２）認知症予防の推進

○　地域包括支援センターや庁内の保健福祉部局など関係機関、関係団体の連携を密にし、認知症の疑いがある高齢者の早期発見に努め、認知症予防プログラムにつなげます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
認知症予防教室の開催	・認知症医療の専門家等を招いた講演や、脳活性化のための「あたまの体操・楽習塾」を実施します。
認知症予防プログラム	・認知症の予防を図るため、今後も健康教育などのなかに認知症予防を目的とするプログラムを加え、認知症予防を図ります。
状態改善プログラムの導入	・介護予防のチェックリストで軽度の認知症のリスクがある人に対して、状態の改善を目的とするプログラムを加え、認知症予防を図ります。

（３）成年後見制度及び権利擁護事業の利用促進

○　日常生活において不安や困難を抱えた高齢者に対して、高齢者の権利擁護の観点から相談を受けるとともに、制度の案内や利用援助を行っていきます。

○　成年後見制度や権利擁護事業に関する制度の認知度が低いため、情報提供に努め、広く市民への周知を図るとともに、相談体制を充実させて利用を促進していきます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知	・日常生活自立支援事業や成年後見制度についての普及啓発を進めます。 ・将来認知症になる不安の解消として、事前に申立てをする任意後見制度についても、市民への周知を図ります。
日常生活自立支援事業	・判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行います。
成年後見制度	・判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守ります。
市民後見人等による権利擁護の検討	・介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護の検討を進めます。

（参考）市民後見人を活用した取り組み例

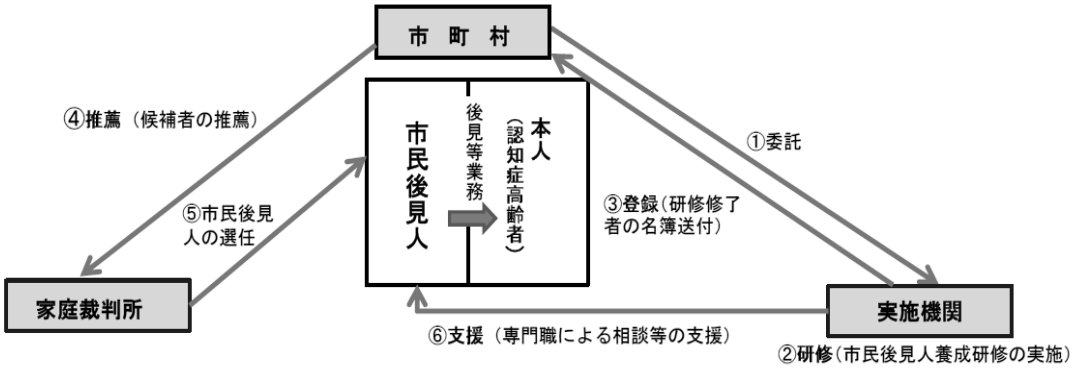

３−２　高齢者虐待防止対策の推進

高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高めるとともに、関係機関と密接に連携した支援体制を構築することで高齢者虐待防止対策を推進します。

（１）早期発見・早期対応できる体制の整備

○　市民や事業者が虐待やその兆候を発見した場合、市及び地域包括支援センターに設置されている相談窓口に通報することとなっています。

○　地域包括支援センターを中心に、高齢者等の虐待や虐待の兆候を早期に発見し早期に適切な対応を図るため、関係機関や地域の民生委員活動などと密接な連携体制を確立します。

○　虐待については、プライバシーにも関わる重大な課題であるため、職員の資質の向上や秘密の保持など、体制の強化に努めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	・高齢者の虐待の防止を進めるため、警察、医療機関、介護サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの関係機関との連携による高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において虐待予防をはじめ早期対応、支援などを行います。
虐待対応ケアチームの設置の検討	・困難事例への介入の要否の判断や、緊急対応等虐待対応支援会議を開催するとともに、地域包括支援センターを拠点とした虐待対応ケアチームの設置について検討します。

（２）高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

○　高齢者虐待の実態や防止に関する普及啓発活動について、広報紙への掲載や、介護保険サービス事業所等への周知を図っています。

○　高齢者虐待は高齢者の尊厳に関わる重大な問題であるとの認識のもと、「高齢者虐待防止法」に定められた事項等について周知し、高齢者虐待の早期発見・早期対応をするための体制の充実強化に努めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
高齢者虐待防止に関する意識啓発	・虐待防止の普及啓発を行い、全市を挙げて虐待予防や早期発見・早期対応についての意識を高めます。 ・高齢者虐待を発見した場合の通報先や対応について、市民に周知します。 ・本市の高齢者虐待対応マニュアルを活用し、高齢者虐待への対応について周知を図ります。
介護保険施設等に対する指導の強化	・茨城県と連携して、介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対する相談・指導を行います。
本人や家族に対する理解啓発	・身体拘束の内容やその弊害について、本人や家族に対する理解啓発を図ります。

基本目標４　地域で支え合う、安心なまちづくり

４－１　地域包括支援センターの運営

地域の特性やニーズに柔軟に対応できる地域包括支援センターとして、総合相談支援、権利擁護事業、介護予防マネジメント、包括的継続的ケアマネジメントに取り組むとともに、地域ケア会議を設置し推進していきます。

また、地域包括支援センターの一層の機能強化を図り、地域包括支援センターの運営におけるサービスの質の向上を目指します。

（１）地域包括支援センターの運営

○　平成 18 年度に地域包括支援センターを１箇所設置し、平成 19 年度から高齢者がより身近な場所で相談が受けられるよう、地域包括支援センターの地域の窓口として高齢者総合相談センターあやめ・福楽園を設置しています。介護に関する相談や高齢者の虐待に関する相談等、様々な相談を受け付けるとともに、民生委員・児童委員と協力して、生活の見守りや訪問活動を実施しています。

○　地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターについては、介護予防推進の中核的機関として、また総合的な相談窓口として周知と地域への浸透を図ります。

○　地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、運営等に関する事項について審議、承認を行っていきます。

（２）地域包括支援センターによる総合相談

○　総合相談支援では、対象者の必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関、制度の利用につなげる支援を行います。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターによる総合相談	・介護サービスをはじめ保健・福祉サービス、権利擁護、介護予防、多様な地域市民の福祉活動等の情報提供を行いながら総合的な相談に応じます。 ・地域包括支援センター、高齢者総合相談センター、市窓口、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携して、きめ細かな相談支援活動を推進します。

（３）ケアマネジメントの充実

①　介護予防ケアマネジメント体制の充実

○　二次予防事業対象者及び要支援者の増加に対応できるよう、地域包括支援センターの体制の充実を図りながら、適正なケアマネジメントを行います。

②　包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進

○　保健・医療・福祉の連携や地域の人々の支援について、継続性のあるマネジメント体制を確立し、地域包括支援センターでの地域の高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言、介護予防ケアマネジメント等を実施します。

（４）地域ネットワークの構築

○　地域における高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、継続的な地域包括ケア体制の確立を目指します。

○　効率的・効果的に市内の高齢者の実態把握を行い、支援を必要とする高齢者の総合相談へとつなげられるよう、地域包括支援センターを中核に地域の様々な関係者のネットワークを構築していきます。

（５）権利擁護への対応

○　成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する情報提供に努め、広く市民に周知するとともに、相談体制の充実並びに利用促進を図ります。

○　権利擁護支援体制の整備を図るとともに、高齢者の虐待防止や、早期発見・早期対応に努めるなど、高齢者が安心して尊厳のある生活を送れるよう支援します。

（６）保健・医療・福祉の連携強化

○　地域包括ケアシステムを構築し、一人一人のニーズに対応した地域生活を支援する仕組みづくりを進めるために、保健・医療・福祉に関わる関係機関とともに困難事例や地域の社会資源開発等の情報共有を図ることで、切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供に向けた実施体制の強化に取り組みます。

４−２　人にやさしい福祉のまちづくりの推進

「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域での支え合いによって安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。そのため、市民一人一人が積極的に地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるよう、きっかけづくりや活動機会の創出に努めます。

また、公共施設・交通機関のバリアフリー、住環境への相談支援などを推進するとともに、緊急の場合に備えた防災・防犯対策の強化を図ります。

（１）地域福祉の推進

○　高齢者をはじめ地域での困りごとを抱える住民を地域で支え合う意識の啓発に努めます。

○　高齢社会の到来を踏まえ、見守り、声かけといった地域での支え合いは、地域に暮らす高齢者の困りごとを発見する重要な手段であることから、地域福祉の推進を図り、地域住民によるボランティア等の育成に努めます。

○　社会福祉協議会やボランティア団体等による、身近な生活支援をはじめとした在宅支援体制の構築に向けて検討を進めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
地域ケアシステム推進事業	・地域の保健・福祉・医療の専門家やボランティア団体、地域市民が連携して、支援を必要とする人の日常的な見守り活動や安否確認、サービス提供における利用調整等を行います。
社会福祉協議会活動への支援	・地域における様々な団体が対等な立場で参画できるネットワークづくりを進めるとともに、地域福祉推進の取り組みについて各団体や市民に周知を図っていきます。
小地域ネットワーク活動への支援	・支援が必要な人の発見・把握と、必要なときに適切な支援が行えるよう小地域ネットワーク活動を推進します。特に、個人情報の共有について本人の同意を得ながら、安心して手続きが行えるよう、社会福祉協議会をはじめ関係団体・機関と協議し、仕組みづくりを進めていきます。
地域住民等による見守り活動の促進	・高齢者クラブや民生委員・児童委員、小地域ネットワーク活動など、地域住民や地域団体等による声かけや友愛訪問、電話訪問など多様な活動を促進します。

（２）災害時や緊急時の支援体制の確立

○　東日本大震災での経験を踏まえ、風水害や地震といった自然災害をはじめとする様々な災害時において、迅速に避難できる体制や福祉避難所の設置等、避難行動要支援者に対する支援の体制を築きます。その際、関係機関及び市民の連携・協力を最大限に得ながら充実を図ります。

○　交通安全や訪問販売、振り込め詐欺などの特に高齢者が巻き込まれやすい犯罪に対する啓発を強化し、交通事故防止及び防犯対策を促進します。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
避難行動要支援者対策	・災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握に努め、関係機関及び市民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。 ・要援護者の避難場所や移送手段を確保するため、介護のノウハウを持つ社会福祉施設や介護サービス事業者などと、福祉避難所に関する協定や要援護者移送協力法人との協定の締結に取り組みます。
交通安全対策	・交通安全教室等により、交通安全対策の実践及び意識の啓発を図ります。
消費者生活相談	・近年、悪質な商法による様々な被害が発生していることから、高齢者を守るため、広報等を通じて情報の提供や注意を呼びかけるほか、消費生活相談を行い、暮らしの安心・安全の確保に努めます。
緊急時の通報・救護体制の整備	・警察や消防、医療などの関係機関や地域市民との連携による緊急時の通報・救護体制を整備します。

（３）高齢者の住まい環境の充実

○　自立生活が可能な住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、必要な施設福祉サービスの確保に努めるほか、住宅改修のアドバイスなどの支援や必要な施設福祉サービスの整備を実施します。

○　自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に進めるほか、養護老人ホーム等について、近隣の自治体と検討・調整を図りながら必要な整備を図り、施設福祉サービスによる住まいの確保に努めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
住宅改修（介護保険）	・介護保険サービスとして、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に要した費用の９割を支給します。
福祉用具･住宅改修研修事業	・福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。 ・福祉用具や住宅改修に関する知識や理解を深め、適切に活用できる方法を学ぶ機会として、研修会を実施します。
養護老人ホーム	・市内には鹿行潮来荘があります。65 歳以上の人で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅生活が困難な人が入所できるよう支援していきます。

（４）福祉のまちづくりの推進

○　高齢者等が利用しやすいような福祉的配慮のある整備を行うことが、すべての市民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方に基づき、道路、公共施設、公共性の高い建築物等の整備など、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。

○　高齢者等が外出しやすい環境を構築していくために、福祉移送サービス等、関係機関との連携を図りながら、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動の検討を進めます。

（ 実施事業 ）

事業・サービス	内容/方向性
公共施設･道路等のバリアフリー･ユニバーサルデザイン化	・公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。
外出支援策の検討	・高齢者等の外出を支援するため、外出が困難な高齢者等への支援策を検討します。

第５章　介護保険事業の運営

（第５章　裏）

第１節　介護保険サービスの見込み

１　要介護（要支援）認定者数の推計

要介護(要支援)認定者数は、平成 24 年度からの実績の伸びを基礎に算出しました。

その結果、第１号被保険者は、平成 27 年に 1,112 人、平成 28 年に 1,152 人、平成 29 年には 1,202 人と増加が見込まれます。その後も増加傾向が続き、平成 32 年に 1,294 人、平成 37 年に 1,403 人となることが見込まれます。

なお、第２号被保険者の認定者数は、平成 27 年に 40 人、平成 28 年に 45 人、平成 29 年に 51 人が見込まれます。

■第１号・第２号認定者数の推計

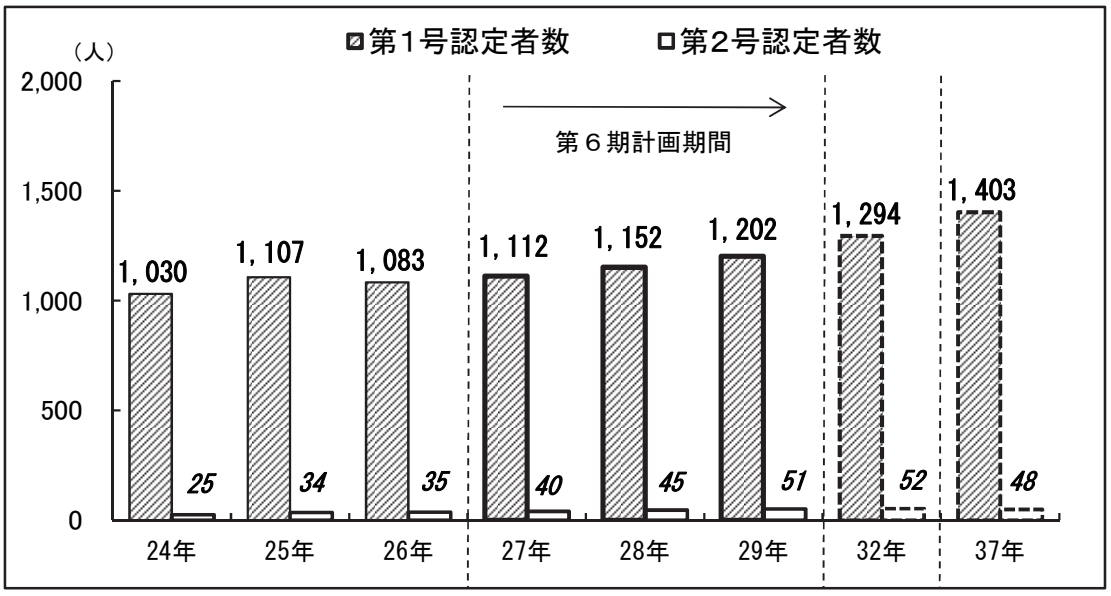

■要介護度別認定者数（第１号・第２号の合計）の推移　　（単位：人）

区　分		第６期計画期間				
		平成27年	28年	29年	32年	37年
第１号・第２号の合計	要支援１	133	143	153	173	186
	要支援２	130	136	144	153	166
	要介護１	247	261	280	306	335
	要介護２	182	187	193	207	219
	要介護３	168	173	179	190	207
	要介護４	171	172	174	177	183
	要介護５	121	124	129	142	157
総数		1,152	1,197	1,252	1,347	1,451

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。　　資料：潮来市（各年９月末）

２　介護保険サービス利用の見込み

（１）施設・居住系サービス利用の推計

施設・居住系サービス利用者数は、今後の施設整備の状況等を勘案して、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、施設サービスの３施設を合わせて、平成 27 年度が 357 人、平成 28 年度が 381 人、平成 29 年度が 408 人を見込んでいます。

また、平成 37 年度の見込みは合計で 466 人となっており、平成 27 年からの 10 年間で施設・居住系サービス利用者は 109 人の増加を見込みます。

■施設・居住系サービスの利用見込み　（単位：人）

区　分	第６期計画期間				
	平成27年	28年	29年	32年	37年
（1）居宅（介護予防）サービス	22	42	47	50	54
特定施設入居者生活介護	22	42	47	50	54
（2）地域密着型（介護予防）サービス	40	42	45	50	56
認知症対応型共同生活介護	40	42	45	50	56
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
（3）施設サービス	295	297	316	332	356
介護老人福祉施設	192	192	209	222	236
介護老人保健施設	103	105	107	110	120
介護療養型医療施設	0	0	0		
合計	357	381	408	432	466

注）介護療養型医療施設の平成32年度、平成37年度は転換施設。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについては、適切なサービス提供が行われるよう、市内サービス提供事業者との連携を図ります。

また、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス提供は、次のように見込みます。

■認知症対応型共同生活介護

市内の施設設置状況			年　度	平成27年	28年	29年
施設数	ユニット数	定員数	必要利用定員総数（人）	45	45	45
2	5	45				

■地域密着型特定施設入居者生活介護

市内の施設設置状況		年　度	平成27年	28年	29年
施設数	定員数	必要利用定員総数（人）	0	0	0
0	0				

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

市内の施設設置状況		年　度	平成27年	28年	29年
施設数	定員数	必要利用定員総数（人）	0	0	0
0	0				

（２）居宅サービス利用の推計

要介護（要支援）認定者数のうち、施設・居住系サービスの利用者を除いた数が、在宅サービスを利用する対象者になります。

在宅サービス対象者数のうち、介護サービスごと、要介護度ごとにサービスを利用する割合がそれぞれ異なります。実績を踏まえて、居宅サービスの利用者数及び利用回数等を推計します。

■在宅サービス対象者数の推計　（単位：人）

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第６期	平成27年	795	132	128	206	131	89	83	26
	28年	816	141	131	212	140	89	75	27
	29年	844	151	139	229	144	79	73	29
	32年	915	171	148	247	157	94	66	33
	37年	985	184	161	273	167	103	60	39

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

第２節　第６期計画における給付費の見込み額

１　介護給付及び介護予防給付費の見込み

介護給付・予防給付の見込み量は、平成 24 年から 26 年の利用実績の伸び率と、介護サービス提供基盤の状況を勘案して見込みました。

（１）予防給付（要支援１・２）の見込み量

■標準的介護予防サービス等サービス量・給付費の推計（年間）

区　分		平成27年度	28年度	29年度
（１）介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費（千円）	16,032	17,810	7,927
	人　数（人）	72	82	37
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0
	回　数（回）	0.0	0.0	0.0
	人　数（人）	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	1,139	1,249	1,440
	回　数（回）	29.1	32.0	36.9
	人　数（人）	3	3	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	299	328	378
	回　数（回）	9.0	9.9	11.4
	人　数（人）	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	0	0	0
	人　数（人）	0	0	0
介護予防通所介護	給付費（千円）	22,453	22,241	10,174
	人　数（人）	63	66	30
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	14,006	16,974	20,556
	人　数（人）	28	33	40
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	2,460	2,896	3,778
	日　数（日）	33.8	40.4	52.7
	人　数（人）	5	6	7
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0
	日　数（日）	0.0	0.0	0.0
	人　数（人）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0
	日　数（日）	0.0	0.0	0.0
	人　数（人）	0	0	0

（続き）

区　分		平成27年度	28年度	29年度
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	2,444	3,070	3,869
	人 数（人）	51	63	79
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	783	1,010	1,356
	人 数（人）	5	7	9
介護予防住宅改修	給付費（千円）	2,827	2,919	3,161
	人 数（人）	4	4	5
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	1,346	4,484	2,242
	人 数（人）	2	6	3
（２）地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0
	回 数（回）	0.0	0.0	0.0
	人 数（人）	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0
	人 数（人）	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	2,549	2,544	2,544
	人 数（人）	1	1	1
（３）介護予防支援	給付費（千円）	8,110	8,983	2,105
	人 数（人）	164	182	43
介護予防サービスの総給付費（計）		74,448	84,508	59,530

（２）介護給付（要介護１から５）の見込み量

■標準的居宅サービス等、施設サービス量・給付費の推計（年間）

区　分		平成27年度	28年度	29年度
（１）居宅サービス				
訪問介護	給付費（千円）	78,319	85,932	93,787
	回 数（回）	2,636.0	2,884.8	3,138.7
	人 数（人）	147	156	164
訪問入浴介護	給付費（千円）	8,202	9,279	10,850
	回 数（回）	64.3	73.5	86.4
	人 数（人）	15	17	20
訪問看護	給付費（千円）	21,525	24,552	28,424
	回 数（回）	323.3	360.1	408.1
	人 数（人）	48	51	55

（続き）

区　分		平成27年度	28年度	29年度
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	3,054	3,594	3,874
	回　数（回）	87.3	104.0	112.4
	人　数（人）	11	14	15
居宅療養管理指導	給付費（千円）	1,905	2,157	2,281
	人　数（人）	28	32	33
通所介護	給付費（千円）	269,858	247,258	253,369
	回　数（回）	2,908.5	2,648.9	2,747.3
	人　数（人）	294	266	280
通所リハビリテーション	給付費（千円）	92,428	104,176	112,646
	回　数（回）	842.8	945.6	1,013.7
	人　数（人）	101	113	121
短期入所生活介護	給付費（千円）	100,673	115,956	128,827
	日　数（日）	1,127.5	1,325.0	1,485.2
	人　数（人）	100	112	119
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	24,107	27,388	31,614
	日　数（日）	186.8	213.7	244.2
	人　数（人）	24	28	31
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0
	日　数（日）	0.0	0.0	0.0
	人　数（人）	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	40,359	43,247	44,273
	人　数（人）	269	299	315
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	1,865	2,473	2,894
	人　数（人）	8	11	13
住宅改修費	給付費（千円）	5,263	6,603	7,509
	人　数（人）	5	7	8
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	43,279	74,833	90,408
	人　数（人）	20	36	44
（２）地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0
	人　数（人）	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0
	人　数（人）	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	6,787	9,460	10,045
	回　数（回）	131.9	186.1	195.7
	人　数（人）	6	9	10

（続き）

区　分		平成27年度	28年度	29年度
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0
	人 数（人）	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	108,645	114,256	122,482
	人 数（人）	39	41	44
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0
	人 数（人）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0
	人 数（人）	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	給付費（千円）	0	0	0
	人 数（人）	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）		75,955	77,832
	回 数（回）		813.7	844.0
	人 数（人）		82	86
（３）施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費（千円）	556,915	560,521	608,546
	人 数（人）	192	192	209
介護老人保健施設	給付費（千円）	319,264	324,901	332,131
	人 数（人）	103	105	107
介護療養型医療施設（平成32年度以降は転換施設）	給付費（千円）	0	0	0
	人 数（人）	0	0	0
（４）居宅介護支援	給付費（千円）	70,116	73,542	78,561
	人 数（人）	483	507	540
介護サービスの総給付費（計）		1,752,564	1,906,083	2,040,353

区　分	平成27年度	28年度	29年度
総給付費	1,827,012	1,990,591	2,099,883

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。
新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施は平成 29 年４月を想定。
小規模な通所介護事業所による、地域密着型通所介護への移行率は 23.5%。

２　地域支援事業費の見込み

今回の制度改正では、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することとなりました。

（参考）地域支援事業について

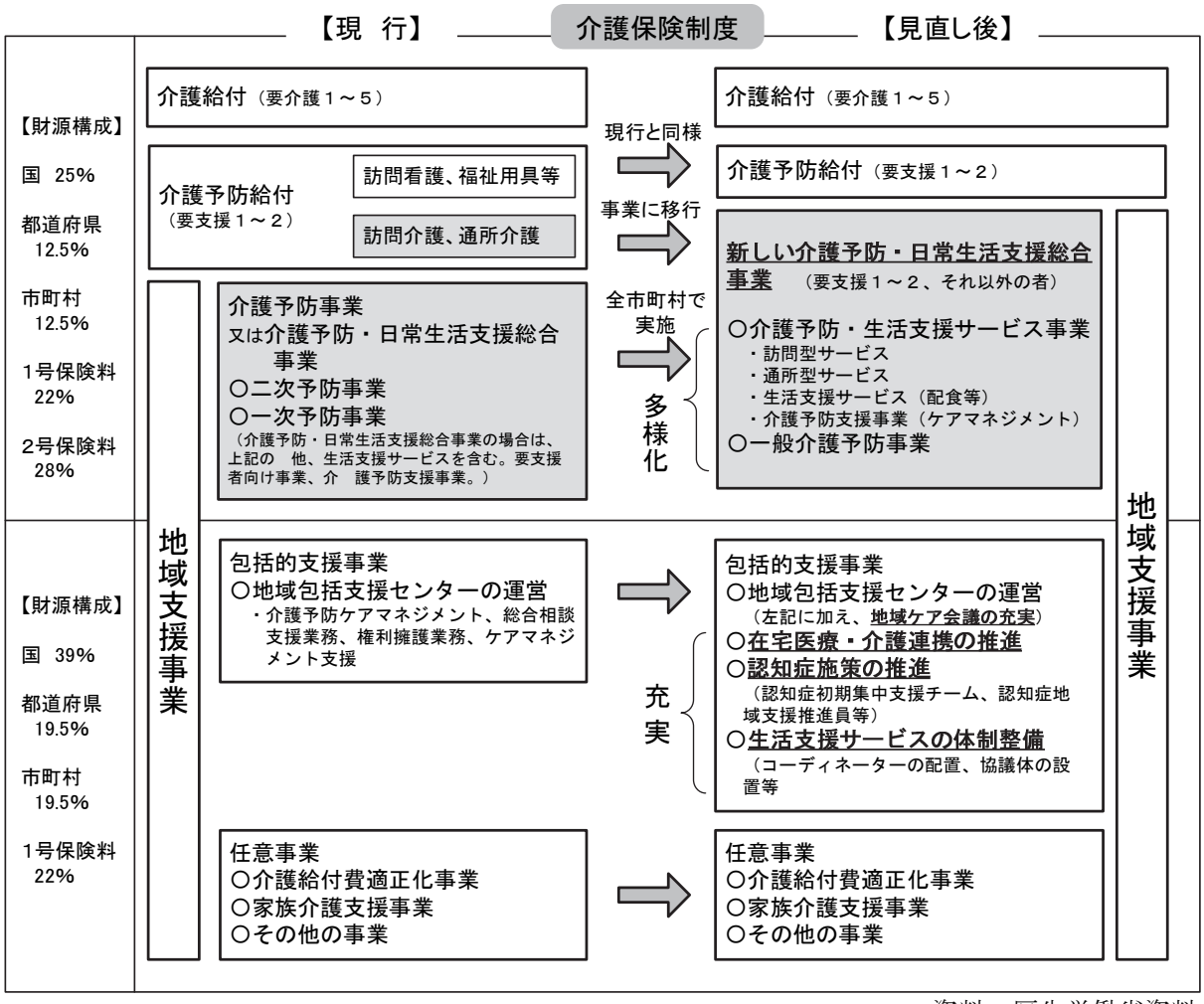

資料：厚生労働省資料

本市では、平成27、28年度は現行の介護予防事業を継続しつつ準備を進め、平成29年４月から円滑に総合事業に制度移行できるよう、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス提供体制を確保するなど、効果的な支援等を可能とする環境の整備を図ります。

また、包括的支援事業の重点事業に位置付けられる地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実）、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）の推進及び生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置、協議体の設置等）については、平成30年４月の実施に向けて適宜準備を進めていきます。

なお、地域支援事業費の見込みは、平成27年度は約4,372万円、平成28年度は約4,488万円、平成29年度は新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施するため、約8,890万円を見込みます。

■地域支援事業の見込み額　（単位：千円）

区　分	第６期計画		
	平成27年度	28年度	29年度
地域支援事業費	43,722	44,881	88,904
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,952	7,136	49,870
（新）介護予防・日常生活支援総合事業	0	0	49,870
（旧）介護予防事業	6,952	7,136	0
包括的支援事業・任意事業費	36,770	37,745	39,034
包括的支援事業（基本分※センター運営費）	27,475	28,203	29,166
任意事業	9,295	9,541	9,867

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

（参考）平成32、37年度の地域支援事業費の見込み額　（単位：千円）

区　分	平成32年度	37年度
地域支援事業費	95,618	106,227
介護予防・日常生活支援総合事業費	53,637	59,588
（新）介護予防・日常生活支援総合事業	53,637	59,588
（旧）介護予防事業	0	0
包括的支援事業・任意事業費	41,982	46,640
包括的支援事業（基本分※センター運営費）	30,885	34,312
任意事業	10,612	11,790
重点事業	484	538

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

３　総給付費等の見込み

平成32年度、37年度の将来を踏まえながら、第５期計画期間の実績をベースに見込んだ総給付費等の見込み額（標準給付費見込み額※と地域支援事業費）は、平成27年度から平成29年度の３年間の合計で約64億3,512万円になります。

また、本市において75歳以上の高齢者が急激に増加する平成37年度の総給付費等の見込み額は、単年度で約28億5,730万円になることが見込まれるため、平成27年度と比較して単年度ベースで約８億6,812万円の増加が予測されます。

■総給付費等の見込み額

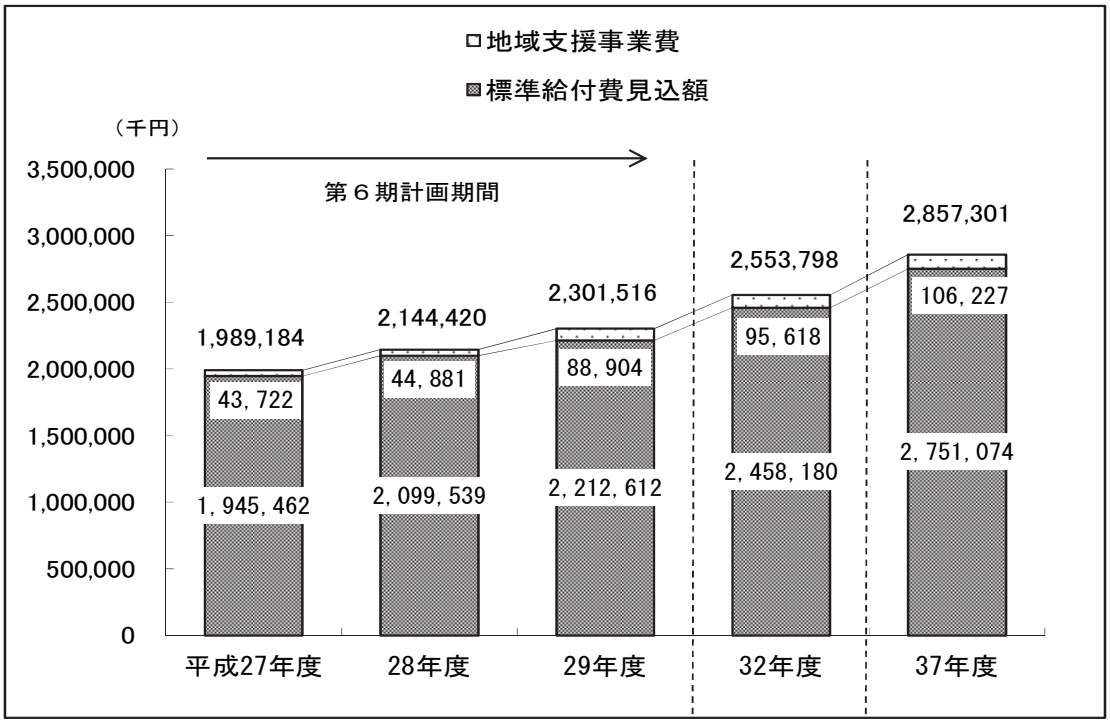

※標準給付費見込み額は、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象診査支払手数料の合算。

（参考）サービス別給付費と構成比の推移

		第６期計画				
		平成27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
在宅サービス	給付費（千円）	795,014	909,052	941,530	1,110,314	1,295,716
	構成比（%）	43.5	45.7	44.8	47.6	49.5
居住系サービス	給付費（千円）	155,819	196,117	217,676	231,699	257,118
	構成比（%）	8.5	9.9	10.4	9.9	9.8
施設サービス	給付費（千円）	876,179	885,422	940,677	991,146	1,064,695
	構成比（%）	48.0	44.5	44.8	42.5	40.7
合計（総給付費）		1,827,012	1,990,591	2,099,883	2,333,159	2,617,529

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。なお、給付費は一定以上所得者負担の調整前。

４　第１号被保険者保険料の推計

第１号被保険者保険料の算定は、総給付費等の見込み額に、調整交付金見込み額、準備基金の取崩額、保険料収納率などを勘案して、最終的に保険料収入に必要な額を算定します。

なお、第１号被保険者は、保険料収入に必要な額（第６期計画は 22%全国一律）を負担いただくことになります。

■総給付費等の見込み額　（単位：千円）

区　分	第６期計画			計
	平成27年度	28年度	29年度	
標準給付費見込額（A）	1,945,462	2,099,539	2,212,612	6,257,613
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	1,821,348	1,980,883	2,089,651	5,891,882
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	87,007	80,780	83,308	251,096
高額介護サービス費等給付額	33,240	33,928	35,519	102,687
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,361	2,410	2,523	7,294
算定対象審査支払手数料	1,507	1,538	1,610	4,654
地域支援事業費（B）	43,722	44,881	88,904	177,507
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,952	7,136	49,870	63,958
包括的支援事業・任意事業費	36,770	37,745	39,034	113,548
合計見込み額（A）＋（B）	1,989,184	2,144,420	2,301,516	6,435,120

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

（参考）平成32、37年度の総給付費等の見込み額　（単位：千円）

区　分	平成32年度	37年度
標準給付費見込額（A）	2,458,180	2,751,074
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	2,321,477	2,604,116
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	92,620	99,567
高額介護サービス費等給付額	39,489	42,451
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,805	3,016
算定対象審査支払手数料	1,790	1,924
地域支援事業費（B）	95,618	106,227
介護予防・日常生活支援総合事業費	53,637	59,588
包括的支援事業・任意事業費	41,982	46,640
合計見込み額（A）＋（B）	2,553,798	2,857,301

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

第１号被保険者は、保険料収入に必要な額を所得階層ごとの負担割合に応じて負担いただくという考え方で介護保険料を算定します。

前回、第５期計画期間は、全国平均4,972円（月額）で本市は4,100円であり、国は平成37年度に月額保険料8,200円程度になることを見込んでいます。同様の考え方を踏まえると本市も全国平均を下回りながらも上昇が避けられず、第６期計画の第１号被保険者保険料の基準額は4,950円（月額）となります。

なお、今回の制度改正を踏まえ、給付費の５割の公費とは別枠で、国が1/2、都道府県１/4、市町村１/4の公費を投入し、低所得者の保険料軽減を図ることとします。

■所得段階別第１号被保険者保険料

市町村民税	保険料段階	基準額に対する負担割合	年　額	月　額
世帯全員非課税	第１段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.50	29,700　円	2,475　円
	第２段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	44,550　円	3,713　円
	第３段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額×0.75	44,550　円	3,713　円
本人非課税（世帯課税者あり）	第４段階 ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	53,460　円	4,455　円
	第５段階（基準額） ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00	59,400　円	4,950　円
本人課税	第６段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	71,280　円	5,940　円
	第７段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	基準額×1.30	77,220　円	6,435　円
	第８段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	基準額×1.50	89,100　円	7,425　円
	第９段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額290万円以上	基準額×1.70	100,980　円	8,415　円

注）保険料収納率 96%。準備基金取崩額 2,020 万円を想定。

第６章　計画の推進

（第６章　裏）

第１節　計画の推進体制

１　庁内推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、保健福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支える様々な分野が関連していることから、保健・福祉担当部局を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

特に、高齢者の外出支援、移動手段に関わる課題は、全庁を挙げて取り組むべき課題として捉え、交通弱者への対応について検討を進めます。

２　市民参加の推進

計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた市民がサービスの担い手となって支えていく体制が不可欠です。そのため、市民参加を推進して取り組みます。

３　介護保険事業計画の公表

本計画は、チラシ、ガイドブックの作成・配布、市ホームページで公表するなどして、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

４　進捗状況の点検・評価

本計画の実施にあたっては、定期的に進捗状況を点検し、その結果に基づいて関係機関と対策を講じます。

第２節　介護保険の円滑な制度運営のための方策

介護保険制度の導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据えて、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

１　地域包括支援センター運営協議会の充実

地域包括支援センターの運営を地域の関係者全員で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として、潮来市地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

今後、地域の関係者とのネットワークの強化を図りながら、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて定期的に協議を行います。

■地域包括支援センター運営協議会について

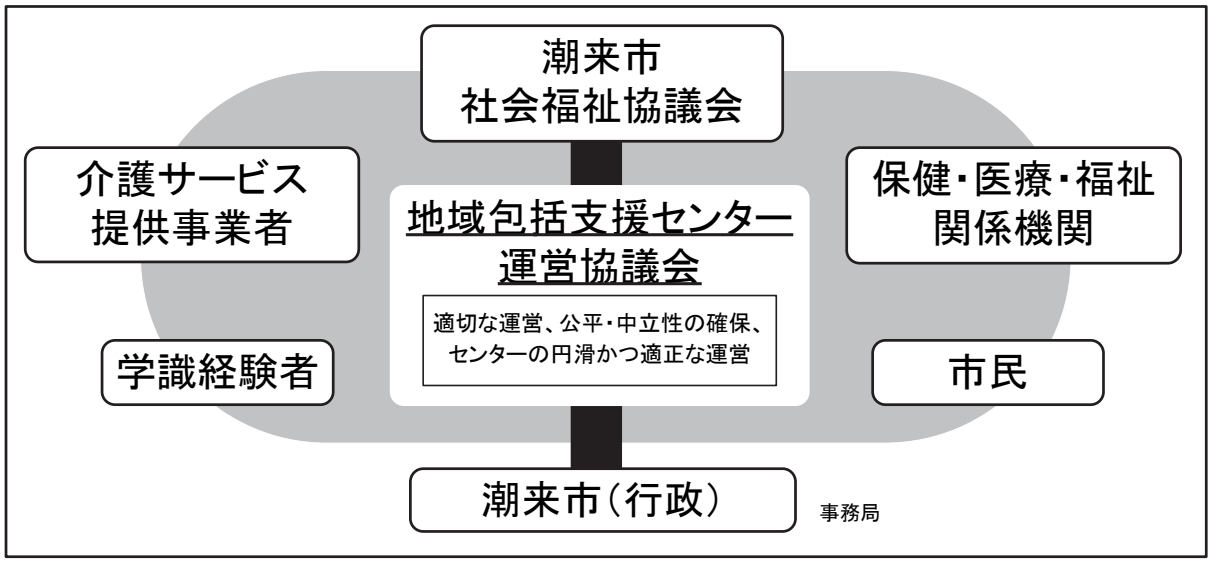

２　利用者への配慮

（１）介護サービス情報公表制度の利活用

利用者や家族に対して必要とする介護サービスを適切に選択し利用できるよう、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けて相談窓口や地域の社会資源を把握できるよう、地域包括支援センターの事業内容及び生活支援サービス等の情報の周知を図ります。

（２）保険料等の負担軽減への配慮

第１号被保険者の保険料段階を９段階方式で設定しますが、負担能力に応じた保険料の減免を行い、低所得者軽減強化を段階的に図ります。

また、特定入所者介護サービス費等給付（負担限度額の軽減措置)、高額介護サービス費、施設による負担軽減への補助事業等給付による利用者への負担軽減を図ります。

３　保険者としての市の役割

（１）サービスの質の向上

要介護度に応じたケアプランの作成と適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、市及び地域包括支援センターが情報提供を行い、サービスの質の向上を促進します。

（２）公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に取り組みます。

（３）介護保険サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう事業者等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

（裏白）

◇資料編

（資料編　裏）

１　策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

《 時　期 》		《 策定経過》
平成 26 年	６～ ７月	高齢者等実態調査 ①一般高齢者　②在宅要介護認定者　③施設入所者 （実施期間：６月 27 日から７月 14 日まで） ④ケアマネジャー　⑤介護サービス提供事業者 （実施期間：７月 17 日から７月 31 日まで）
	８月　20 日	地域包括支援センター　ヒアリング 地域包括ケアシステムの構築等について
	８月　26 日	第１回　策定委員会 【協議事項】 １．策定方針（案）について ２．制度改正について
	10 月　31 日	第２回　策定委員会 【協議事項】 １．高齢者等実態調査結果について ２．高齢福祉サービスについて ３．介護保険事業の見込み量等について
	12 月　19 日	第３回　策定委員会 【協議事項】 １．計画素案について ２．パブリックコメントについて
平成 27 年	１月	パブリックコメント （実施期間：１月 14 日から 28 日まで）
	２月　23 日	第４回　策定委員会 【協議事項】 １．計画案について

２　策定委員会設置要綱

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 20 年２月 19 日
告示第 21 号

(趣旨)

第１条　この要綱は，老人福祉法第 20 条の８及び介護保険法第 117 条第１項に規定する計画の作成を目的として，潮来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し，その運営について必要な事項を定めるものとする。（平 20 告示 158・平成 26 告示 71・一部改正）

(所掌事項)

第２条　委員会は，潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関して，必要な検討協議を行う。（平成 26 告示 71・一部改正）

(組織)

第３条　委員会は，24 人以内とし，次に掲げる者のうちから市長が委嘱し，又は任命する。

（１）　保健・医療・福祉関係者
（２）　老人福祉施設及び老人保健施設の関係者
（３）　介護サービス及び介護予防サービス事業者の関係者
（４）　介護保険の被保険者
（５）　学識経験者
（６）　その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第４条　委員の任期は，委嘱のあった日から本委員会の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の互選による。

３　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第６条　委員会は，委員長が招集する。

２　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第７条　委員会の委員は，個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第８条　委員会に関する庶務は，高齢福祉及び介護保険担当課において処理する。（平成 26 告示 71・一部改正）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は，公布の日から施行する。

２　潮来市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成 14 年４月１日制定）は廃止する。

附　則（平成 20 年 10 月７日告示第 158 号）

この告示は，公表の日から施行する。

附　則（平成 26 年５月 16 日告示第 71 号）

この告示は，公表の日から施行する。

３　策定委員名簿

委　員　名　簿　一　覧

《 任期：平成 26 年４月１日～平成 27 年３月 31 日 》　　（順不同・敬称略）

No.	委員		備考
	構成団体等	氏名	
1	潮来市議会　教育福祉委員会	今泉利拓	委員長
2	区長会	浦橋与一	
3	民生委員・児童委員	植田義繼	副委員長 平成26年11月まで
		前島操	副委員長 平成26年12月より
4	医師会	松﨑弘明	
5	歯科医師会	大森陽一	
6	薬剤師会	実川綾子	
7	老人福祉施設（あやめ荘）	箕輪清	
8	老人保健施設（あおぞら）	落畑幸也	
9	養護老人ホーム（鹿行潮来荘）	矢口友子	
10	グループホーム（福楽園コスモス）	田崎さつき	
11	主任介護支援専門員	菅谷政子	
12	主任介護支援専門員	橋本和彦	
13	第１号被保険者代表（高齢者クラブ）	飯田富美男	
14	第２号被保険者代表	園部良子	
15	潮来市社会福祉協議会	小沼一彦	
16	潮来市　市民福祉部	柏﨑義一	

潮来市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（第６期）

平成 27 年３月　発行

発行者　茨城県　潮来市

〒311-2493　茨城県 潮来市 辻 626

電話：0299-63-1111（代）FAX：0299-80-1410

市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http：//www.city.itako.lg.jp/